

令和 8 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 4）

○令和 8 年 7 月 6 日（月曜日）

○議事日程

令和 8 年 7 月 6 日（月曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25 名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	宮 元 照 美 君
3 番	重 田 直 輝 君	4 番	藤 本 真 未 君
5 番	松 村 学 君	6 番	田 中 健 次 君
7 番	河 村 孝 君	8 番	宇多村 史 朗 君
9 番	上 野 忠 彦 君	10 番	中 谷 哲 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	森 重 豊 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	山 田 耕 治 君
15 番	藤 村 こずえ 君	16 番	梅 本 洋 平 君
17 番	曾 我 好 則 君	18 番	生 野 美 輪 君
19 番	村 木 正 弘 君	20 番	上 田 和 夫 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	三 原 昭 治 君	24 番	原 田 典 子 君
25 番	安 村 政 治 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	池 田 豊 君	副 市 長	能 野 英 人 君
教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上下水道事業管理者	白 井 智 浩 君	総 務 部 長	石 丸 典 子 君
人 事 課 長	関 屋 拓 亮 君	総 合 政 策 部 長	宮 本 松 典 君
文化スポーツ観光交流部長	松 村 慎 吾 君	生 活 環 境 部 長	亀 井 幸 一 君
福 祉 部 長	永 松 勉 君	保 健 こ ど も 部 長	尾 中 克 則 君
産 業 振 興 部 長	齊 藤 忍 君	土 木 都 市 建 設 部 長	藤 本 英 明 君
会 計 管 理 者	廣 中 一 秀 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 田 由 紀 江 君
監査委員事務局長	中 村 克 己 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君
消 防 長	山 崎 泰 介 君	教 育 部 長	伊 藤 忍 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡 田 元 子 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午前 10 時 開 議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3 番、重田議員、4 番、藤本議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安村 政治君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、24 番、原田議員。

〔24 番 原田 典子君 登壇〕

○24 番（原田 典子君） おはようございます。「日本共産党」の原田典子です。

池田市長の新たな任期がスタートいたしました。市民の期待と負託に応える市政運営を期待し、通告に従い一般質問を行います。何とぞ誠意のある御回答をお願いいたします。

まず、中小企業支援についてです。

本議会一般質問の初日には、曾我議員からも、中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰への対策についての質問がありました。一部重なる部分もありますが、私は、現場で事業者から

直接伺った声を踏まえ、中小企業支援の在り方についてお尋ねいたします。

現在、中東地域では、アメリカとイランの合意により緊張緩和の動きが見られるものの、原油価格や物流コストの先行きは依然として不透明感が残っています。とりわけ石油化学製品の原料であるナフサ価格の高騰は、製造業をはじめ、多くの中小企業、小規模事業者の経営を圧迫していると聞いております。

防府市中小企業振興基本条例第4条では、市は、中小企業の実態を把握し、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置を講ずるよう努めるとされています。本市はこれまでも、コロナ禍や物価高騰など社会経済情勢の大きな変化に対し、給付金や事業継続支援などを迅速に実施し、多くの事業者の経営と雇用を支えてきました。本市は製造業のまちであり、また多くの中小企業、小規模事業者によって、地域経済が支えられています。ナフサ価格高騰などが長期化することで、製造業に深刻な影響を与える可能性は大きいと言えます。

そこでお尋ねいたします。

まず1つ目に、市は、ナフサ価格高騰などが市内事業者に与えている影響について、どのように把握をしておられるでしょうか。製造業などナフサ価格高騰などの影響を受ける事業者から、どのような声を聞かれているか、具体的にお答えください。

2つ目に、防府市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、本市はどのような取組をしているのでしょうか。現在進行中のものも含めて、取組の実際をお答えください。お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 24番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 原田議員の中小企業支援についての影響の把握と本市の取組の2点の御質問に対して、一括してお答えさせていただきます。

中東情勢の緊迫化は、原油価格の大幅上昇、流通の目詰まりによるナフサ由来の物資の供給が滞る事態を招いております。私は、中東情勢が緊迫化する中、中小企業者の皆様の不安の払拭が第一と考え、スピード感を持って防府商工会議所、コネクト22、金融機関などの関係機関と緊密に連携して取り組んでまいりました。

中東情勢の緊迫化に対応し、3月17日には商工会議所と一体となって特別相談窓口を設置し、4月1日には私をトップに全部長からなる中東情勢・物価高騰対策緊急会議を立ち上げ、影響の把握等に努めているところでございます。

また、市内企業約100社への訪問による影響等の直接把握に努め、企業から当面の運転資金が不安、物資調達が困難で受注できない、将来的な物資調達や資金繰りが不安などの切実な声を直接伺ってきたところです。

こうした中、４月２０日には市内企業へのヒアリング等もされた商工会議所から、中小企業者の何よりも資金繰り等の不安解消等に向け、資金繰り対策を講じてほしいとの緊急要望をいただきました。これを受け、市として早急な資金繰り支援が必要と判断し、当初予算で措置した関税・物価高騰対策緊急支援資金について据置期間中の利子を全額補給することとし、議会初日に承認いただきましたが、４月２３日に専決処分させていただきました。

こうした中、５月１日の受付開始以降、事業者から相談が多く、十分な対応ができないのではないか、市内事業者の不安払拭のためには、特に資金繰りが厳しい小規模事業者に向けた資金が必要ではないかと判断し、このたびの補正予算において、対象を小規模事業者に限定した小規模事業者中東情勢緊急支援資金を創設することといたしました。

２つの資金とも、市中金利が上昇する中、超低金利で信用保証料を全額市が負担し、据置期間は無利子という、市内の中小事業者に寄り添った特例中の特例の資金でございます。商工会議所や事業者の皆様からも高く評価されており、資金繰り対策として効果を上げているものと考えております。

現在、国において、物流の目詰まりの解消等に向けた対策などが講じられております。市としても引き続き状況の把握に努め、市として対応すべきこと、市として対応できることについては、商工会議所などの関係機関と連携し、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ２４番、原田議員。

○２４番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございます。

本市においても、中東情勢の悪化による影響は、早い段階から認識をされておられました。市長からも丁寧な説明がありましたが、４月２０日には商工会議所会頭からの中東情勢悪化に係る緊急要望書が提出されております。その中では、今後、情勢の長期化に伴い、経済への影響拡大、長期化が懸念されることから、必要な支援策を講じていただきたいとの要望が出されています。

６月１２日に開催されました市内での中東情勢・物価高騰等対策緊急会議では、国の重点支援地方交付金が１，０００億円のうち、防府市は４，１９３万円が記されています。現状について、コスト高騰により一時的に利益が減少している事業者が見られること、特に小規模事業者は価格転嫁が難しく、厳しい経営環境に置かれていることなどが報告をされています。このように、市も関係機関も取り巻く状況を認識されており、１００の事業所に訪問、直接されてということで、現場のほうの状況をよく御存じだと思います。

参考資料として本日お配りしております、山口県中小企業団体中央会、令和８年５月期、月次景況調査結果を御覧ください。Side Booksのほうにも入れています。

この調査は、県内の業界団体など８０名の情報連絡員が現場の事業者の声を集めて、毎月まとめているものです。調査では、景況感や売上げ、収益のいずれも厳しい状況が続いており、特に原材料の価格の高騰、エネルギー価格の高騰、資材の調達が難しい、価格転嫁が難しいということがはっきりと分かるようになっていきます。中小企業、小規模事業者の経営を大きく圧迫していることが報告されています。

実際に、私も市内の事業者から直接お話を伺っています。その中の一つを例に挙げます。主に中古車を扱い、板金、塗装、修理を手がけている市内の事業者さんのお話ですけれども、今年の２月末に中東情勢が緊迫化して以降、３月には既に影響が現れ始め、石油関連資材の価格が多く品目で２倍から３倍、一部では約４０倍のものもあるとのことでした。これまで必要なときには購入できていたシンナーや塗料などの資材は入手困難となり、シンナーの種類もたくさんあって、貴重なものもあるそうです。元請業者から全くないわけではないけれども、入荷が不安定なので値上げをせざるを得ません。これまでのように多めには出せない。必要な数量しか供給できないと説明されたそうです。あまりにも高いため、一斗缶での販売ではなく、小分けにして販売してもらう、必要な分だけ売ってもらうというふうに切り替えたものもあるとのことでした。

特に３月から４月にかけての状況が深刻で、５月以降はやや落ち着いたということでした。現在も先行きは不透明なままです。その結果、仕事の依頼はあるけれども、必要な資材が確保できないため、工期は従来の倍以上かかっている。材料は価格も高いため、一つのミスも許されない。緊張状態が続いている。従業員の精神的、身体的な不安は大きくなっていると聞きしました。

従業員１０人から２０人までの規模の事業者なのですが、このような中でも雇用を守りながら事業を継続されています。この状況はコロナ禍よりも厳しい、同業者が廃業していく姿を数多く見てきたとの切実な声も聞かれました。現在、市が行っている支援についてお伝えしたら、知らなかったと言っておられましたので、お伝えしています。

そこで再質問いたします。

市内においてこの数か月間、ナフサ価格高騰などの影響を受けて廃業や倒産に至った事例について、市はどの程度把握されていますか。お願いします。

○議長（安村 政治君） 産業振興部長。

○産業振興部長（齊藤 忍君） 御質問にお答えいたします。

中東情勢が緊迫しました３月以降、これまで、特別相談窓口での事業者からの相談、商

工会議所をはじめ、関係機関との連携等を密にいただいた情報などからは、ナフサ価格高騰等の影響を直接の原因として廃業や倒産に至った事例はお聞きしておりません。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） 商工会議所のほうに所属をされてないところもありますので、何件か廃業したというお話は聞いております。

現在ある制度は、融資制度であったり、新たな設備に対しての補助となっています。借りたお金を将来的に返済するという仕組みです。確かに利子負担や保証料の負担は軽減されます。しかし、私は、現場の実態を考えると、この支援だけで本当に十分なのだろうかという思いがあります。売上げや利益が減少している事業者にとって、先行きが見えない今、新たな借入れはかなりの大きな決断となります。特に、従業員を抱えていない一人親方や、家族経営を含む5人以下の小規模事業者にとっては、借金を増やすよりも目の前の経費負担の軽減をしたいという思いが強いのではないのでしょうか。事業者の方から、借りることができても返せるかが不安だ。そして材料代の高騰分を何とかしてほしいという声を聞いています。

今、一番求められているのは、必要な資材が安定的に確保できる支援だと言えます。例えば、市が商工会議所や業界団体と連携して共同調達、共同購入を支援すること、資材確保に向けて国や県に要望すること、ほかにまた緊急的な支援策を検討することなど、できる支援があるのだろうかと考えています。

また、事業者から、借入れではなく直接支援が欲しいという声は把握されていないでしょうか。給付金、つまり返済を伴わない支援は、事業者にとって大きな支えになると考えます。5年前のコロナ禍では、先行きが見通せない中、多くの中小企業、小規模事業者が経営に苦しみ、廃業を余儀なくされています。

そこで再質問ですが、コロナ禍の事業者への給付金制度はどのようなものだったでしょうか、御説明をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 産業振興部長。

○産業振興部長（齊藤 忍君） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大時の事業者への給付金制度というお尋ねでございますけれども、本市では、令和2年度5月補正予算及び令和3年度6月補正予算におきまして、国の交付金を活用しまして、営業の自粛等を余儀なくされました飲食業などの特定の事業者に対しまして、給付金、激励金という形で1事業者当たり20万円を支給させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） ありがとうございます。

まさにこのときの判断は、事業者の努力だけでは乗り越えられない急激な経営悪化が起きて、地域経済や雇用を守る必要があったと言えます。社会全体の危機による影響の場合は、公的な支援が必要となります。給付金制度の目的は、廃業や倒産を防ぐ、雇用を守る、地域経済を維持することにあります。現在の中東情勢の緊迫化に伴うナフサ価格高騰などは、事業継続への不安という点では、当時に匹敵する深刻さがあるのではないかと考えます。

最後に、もう一点お聞きしますが、ナフサ価格高騰などの影響を受ける市内事業者に対して、直接支援、つまり給付金の必要性についての考えはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 産業振興部長。

○産業振興部長（齊藤 忍君） 御質問にお答えいたします。

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰等により、厳しい状況下にあります市内中小企業に対しては、先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、直接支援ではなく、何よりも資金繰りが第一であると商工会議所、金融機関等の関係機関からも伺っております。中小企業者の皆様からの切実な声は、当面かつ将来の資金繰りに対する不安でございまして、給付金では対応できないものと考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） 必要性の認識はある、直接支援の必要性はないということなんでしょうけれども、私は必要だと思っております。市として独自の支援が難しい面もあるとは思いますが、現場の実態を丁寧にこれからも把握していただいて、必要な支援について検討していただくことを要望いたします。

全国には物価高騰やナフサ由来の資材価格高騰に苦しむ事業者を支えるため、直接支援に踏み出している事例があります。全国商工新聞の6月29日号に紹介されていたことをちょっとお話しいたします。新潟県の聖籠町の事業者支援です。聖籠町は人口約1万4,000人の自治体なのですが、物価高騰対策小規模事業者等支援事業補助金を創設し、法人に20万円、個人事業者に10万円を支給をしています。この事業は、地方創生臨時交付金を活用したもので、売上の減少あるいは燃料費、原材料費、水光熱費の増加などの影響を受けた小規模事業者や農業者を対象としています。5月末の時点で104件、約1,

166万円の交付となっていて、地域経済を支えるには具体的な支援として実施をされています。

もちろん防府市は人口10万人ありまして、聖籠町と単純に比較できることはありません。対象者も多く、同じ制度をそのまま導入することは財政面から厳しい部分があることは分かっております。重ね重ねにはなりますが、本市としてどのような支援が可能なのか、国や県の制度だけにとどまらず、給付金などについても前向きに検討していただきたいと思います。

そのことを要望しまして、この質問を終わります。

次に、市民サービスを支える職員の休憩環境と福利厚生の充実について質問いたします。

厚生労働省は、休憩時間は労働者が自由に利用できる時間であり、疲労回復やメンタルヘルスの維持、快適な職場環境の形成が重要であるとしています。また、仕事から一定時間離れることは、午後の業務への集中力や意欲の維持にもつながるとされています。職員が心身ともに健康で能力を十分に発揮できる環境を整えることは、市民サービスの質の向上にもつながる重要な視点だと考えています。

現在、市役所では、正規職員に加え、多くの会計年度任用職員が窓口業務や事務補助など、市民に最も身近な場所で重要な役割を担っておられます。給与や手当など雇用形態による違いはあるとしても、職員が健康で安心して働ける環境づくりについては、正規職員も会計年度任用職員も同じように大切に考えていく必要があると言えます。市役所の仕事は、市民一人ひとりの生活に関わる重要な業務であり、その業務を担う職員にとって休憩時間は単なる昼食の時間ではなく、心身の疲労を回復し、集中力や判断力を維持するための大切な時間です。

そこでお尋ねします。

1つ目に、市役所本館に勤務する正規職員及び会計年度任用職員の人数は何人でしょうか。また、各フロアへの配置状況はどうなっていますか。

2つ目に、庁舎内で職員が昼食や休憩に利用できるスペースは何か所あり、座席数は何席ありますか。

3つ目に、市は、庁舎内における働きやすい職場環境づくりについて、ハード面からどのような取組を行っているのでしょうか。

以上3点について、お答えをお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 石丸 典子君 登壇〕

○総務部長（石丸 典子君） 原田議員の市民サービスを支える職員の休憩環境と福利厚

生の充実についての３点の御質問にお答えいたします。

１点目の市役所本館に勤務する正職員及び会計年度任用職員の人数と配置状況についてです。

部署や業務内容によって配置状況は大きく異なります。６月１日時点において、市役所本館には、１階から順に、１階に正職員７２人、会計年度任用職員５０人、２階に正職員５８人、会計年度任用職員３７人、３階に正職員７３人、会計年度任用職員１７人、４階に正職員７３人、会計年度任用職員１９人、５階に正職員９７人、会計年度任用職員２１人、６階は市職員が在籍していないため除きます。７階に正職員１１６人、会計年度任用職員２１人、８階に正職員４７人、会計年度任用職員１９人が勤務しており、合計で正職員５３６人、会計年度任用職員１８４人となっています。

次に、２点目の庁舎内で職員が昼食や休憩に利用できるスペースの確保についてです。

市役所本館では自席で食事を取ることができ、各階に設置した更衣室内の休憩スペースの３０席も利用できます。また、窓口業務に従事する職員は交代で休憩を取ることから、昼食時間帯は１階及び２階の執務室内にある会議室など４０席を休憩室として使用しております。さらに、市民の方も利用される１階及び８階の飲食スペースの５４席、福祉棟１階の２０席、福祉棟２階外部デッキの２０席が利用でき、それらを含めると、合計で１５か所、１６４席でございます。

最後に、３点目の庁舎内での働きやすい職場環境づくりへの取組についてです。

新庁舎の建設に当たっては、職員アンケートを実施するなど多くの声を聞き、十分な検討を重ねた上で設計を行っており、現状の施設・設備で働きやすい職場環境は整えられているものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） ２４番、原田議員。

○２４番（原田 典子君） 御答弁ありがとうございました。

本館に勤務する職員数が正職員で５３６人、会計年度任用職員が１８４人、合わせますと７２０人となります。１階では正職員７２人に対して会計年度任用職員は５０人で、約７割が会計年度任用職員ということになっております。２階でも正職員が５８人に対して３７人で、６割４分ぐらいになっております。

次に、庁舎内で職員が昼食や休憩に利用できるスペースは１５か所、座席数は１６４席ということでした。私は、この数字を聞いて、職員の休憩環境について改めて考えさせられました。もちろん昼休みは時間をずらして取られていると思いますので、その７２０人が一斉に休憩を取るわけではありません。しかし、職員数と休憩スペースの規模を比較す

ると、多くの職員は執務室、自分の席で昼食や休憩を取らざるを得ない状況であることがうかがえると思います。

特に、1階から3階なのですが、市民対応の多い部署が配置をされており、自席で休憩を取られる方がおられるとしたら、昼休みであっても窓口当番、電話対応などを行っている横で休憩を取っているということになるのかと思います。

職場環境づくりの取組は、新庁舎を建てる時にアンケートなどでしっかりと話を聞いたというお答えでした。私が今回この質問を取り上げたきっかけとなるものが、数人の会計年度任用職員の方から伺いました、お昼の休憩の場所が確保されて、ゆっくりと過ごしたいというような率直な一言だったので、それから調べ出して、私も休憩時間をちょっとラウンドしたりとか、勝手にですね、してたんですけども。会計年度任用職員と正職員では、雇用形態や処遇に違いがありますが、市民サービスの最前線で働いている点では一致をします。特に、1階、2階の主な窓口業務に従事する職員の皆さんは、市民サービスの最前線に立っています。制度の説明や各種手続、相談対応などを行い、市民の皆さんから感謝の言葉をいただくこともあれば、市制度への不満や怒りを向けられることもあると思います。

窓口業務はいわゆる感情労働とも言われていまして、住民満足度を左右する大きな要素として職員の対応や人的要因が指摘をされます。つまり窓口職員には高いコミュニケーション能力と感情のコントロールが求められると言えます。だからこそ、昼休みや休憩時間には職場から離れて気持ちを切り替え、心身をリフレッシュできる環境が重要なのです。窓口業務の職員1階、2階の方は、離れた場所での休憩もされているということですが、十分なのかというところがちょっと疑問に思いましたので、ちょっとお聞きします。

現在の利用実態を踏まえて、昼食や休憩に利用できるスペースは十分に確保できているとお考えでしょうか。市の認識をお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、自席に加え約170席の飲食可能なスペースもありますことから、確保できていると考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） 十分に確保できているというお答えではありましたが、人によってはもっとゆっくり過ごしたいという意見があることをお伝えしておきます。

現在の職員の皆さんの休憩時間の様子を見ると、多くの方が御自身のデスクで昼食

を取られており、昼休みになると庁舎内の照明が落とされ、その中で静かに食事をされている姿を目にします。節電の取組自体を否定するものではありません。しかし、昼休みは職員が心身をリフレッシュする大事な時間です。休憩スペースが十分でないと、職員720人に対して休憩席が164席、もしそのスペースのほうに行こうと思ったら、4人に1人ぐらいしか行けないという状況になってしまいますので、十分でないという中で、暗い執務室でデスクに向かって昼食を取ることは、本当に望ましい休憩環境と言えるのでしょうか。

以前は休憩時間にスポーツを楽しむ職員の姿を見たこともありましたが、今そのようなスペースが必要だと申し上げるつもりはないのですが、当時を思い出すと、職員同士が気分転換を図って交流する機会になっていたなと感じます。近年の職場環境に関する研究では、休憩時間は単に昼食を済ませる時間ではなく、仕事から心理的にも離れて、心身を回復させる時間であることが重要だとされています。短時間でも席を離れたり、自然を感じたり、静かな場所で過ごしたりすることで、午後の集中力や仕事の質が向上するという報告もあります。

先ほどの御答弁では、職員が利用できる休憩スペースや昼食場所について御説明をいただいています。しかし、実際利用する職員の皆さんがその環境をどのように感じているかというのも重要ではないかと思います。

そこでお尋ねをいたします。

市はこれまで、職員や会計年度任用職員に対して、休憩スペースや昼食場所の利用状況、利用頻度、満足度についてのアンケート調査や聞き取り調査を実施したことがあるのでしょうか。実施をしているのであれば、その結果をどのように職場環境の改善に生かしたのでしょうか。お答えください。

○議長（安村 政治君） 総務部長。

○総務部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

アンケート調査は、実施したことはございません。現在、新庁舎では各階に課長補佐級の職員をフロアマネジャーとして配置しております。そのフロアマネジャーが各フロアで必要な調整を行っており、実際に運用していく中で生じた意見などを集約し、その都度、必要な改善を図ることとしています。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 24番、原田議員。

○24番（原田 典子君） ありがとうございます。

フロアマネジャーが調整、その都度改善というお答えでした。アンケートや聞き取りな

ど——聞き取りというか、無記名のアンケートなどを行っていただいたら、ちょっと意見も言いやすいのではないかと私は考えます。本館 1 階、2 階だけでも多くの職員、特に会計年度任用職員の皆さんが勤務をされています。実際に利用する職員の声を把握できないまま、環境が十分であると判断することは難しいのではないのでしょうか。大規模な調査でなくても構いませんので、まずは無記名のアンケートなどを行い、利用状況や満足度の把握を始めてはいかがでしょうか。

職員が安心して休憩できる環境を整えることは、単なる福利厚生の実現にとどまらず、心身の健康維持や業務効率の向上、働く意欲の向上につながります。結果として、市民サービスの質の向上にも結びつくと考えます。新庁舎が供用開始をされて 1 年と半年が経過した今だからこそ、職員や会計年度職員、さらには庁舎で働く関係事業者の皆さんの声にも耳を傾けながら、休憩環境の改善を前向きに検討されるよう求めます。

先日、庁舎内の清掃業務に携わっておられる方とお話をする機会がありました。その方は、この庁舎をどのようにしたらいつもきれいな状態に保てるか、日々考えながら仕事をされています。また、職員の皆さんと挨拶を交わしたり、市民の皆さんと何げない会話をしたりすることが楽しくて、やりがいになっていると話しておられました。一方で、昼食を食べる場所は確保はできているんですが、机がなくて、少しでもゆっくり休憩できるスペースがあるとありがたいというお話をされていました。庁舎内には会議室などのスペースがあるものの、昼休憩の時間帯でも利用はできません。会議室には本来の用途があることは承知しておりますが、昼休憩の時間帯など、利用されていない時間については、休憩の場として柔軟に活用できないかと考えるところです。

これまでも新庁舎について、私は、トイレやエレベーター、階段、避難経路の案内表示の分かりにくさを取り上げ、改善を求めてまいりました。また、田中健次議員からは、1 階フロアへの見やすい時計の設置を求める一般質問も行われ、少しずつ改善をしています。このように市民にとっても、職員にとっても利用しやすい庁舎づくりは、これまでも議会で議論されてきたテーマです。市民サービスの質は、そこで働く人たちの力によって支えられています。働く人が安心して休み、気持ちを切り替え、また元気に仕事へ向かうことのできる環境づくりは、市民サービス向上のための大切な投資でもあります。

今後は、職員の皆さんが遠慮することなく意見や要望を今よりもっと伝えることができ、より働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んでいただくことを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、24 番、原田議員を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、11番、和田議員。

〔11番 和田 敏明君 登壇〕

○11番（和田 敏明君） 会派「市民の声」、和田敏明です。よろしくお願いします。

まず、質問に入ります前に、池田市長、このたび3期目の御当選、誠におめでとうございます。今から第6次総合計画の達成に向けて頑張っていかれると思います。いずれにしても、市政運営は達成も大切ですが、やっぱりその中身が重要となってまいります。これは二元代表制の一翼を担う我々議員、そして議会の大きな役割だと思っております。よりよい防府市をつくっていくために、しっかりとした議論に努めてまいります。そして、誰もが住んでよかったと思える防府市を共に目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして大きく2項目の質問をしたいと思います。

まず、1項目めの小・中学校の標準服、いわゆる学生服ですね、についてということで、現在、全国の公立小・中学校の標準服の着用率は小学校で約26.6%、4校に1校というところです。特に中四国地方で圧倒的に標準服率が高い傾向にあります。あとはほとんど自由服となっておるようです。中学校では標準服の率が97%以上ですが、近年は詰め襟からブレザー化への移行が急速に進んでいるようです。

少し紹介しておきます。久留米市、北九州市、熊本市さんでは、学校長ではなく、教育委員会が主導し共通標準服を導入しております。

4つの主な理由として、1つは経済性。制服を市内で統一すると、大量生産が可能になり単価が下がる。転校しても買い替え不要、お下がり、リユースが成立しやすくなる。保護者の負担軽減については、3市全てで最も大きな導入理由というふうになっております。

2つ目に公平性。学ラン、ブレザー、セーラー服等が混在している。学校によって価格差が大きい。スラックスが選べない学校もある。市内で同じ義務教育を受けているのに、負担や選択肢が違うのは不公平。これを是正するために、市教育委員会が統一化を主導しておるようです。

3つ目に機能性と快適性。3市とも主に機能性を重視しております。動きやすい、防寒性が高い、自転車通学に適している。熊本市さんは、夏はポロシャツなどの快適性を重視されております。制服は生活の道具であり、快適性が重要という考え方に立っているようです。

4つ目に挙げておるのは、3市とも多様性、いわゆるジェンダー配慮。選択肢の拡大を挙げておられます。

以上ですが、さて、本市の公立小学校では、各校独自の標準服が使用されております。

公立中学校では、右田中学校のブレザー化を除いては、詰め襟の標準服が使用されていると思います。また、購入価格については年々高騰しており、現在では小学校、約1万7,000円から1万9,000円の差額があります。中学校、ブレザー化がありますので、3万5,000円から4万2,000円の価格差があります。かなり高額で、学校によってこのように価格差が生じております。

特に、中学校の標準服はここ10年で約7,000円程度の値上がりに加えて、またシャツや体操服なども値上がりしているとお聞きしております。ちなみに私の学生時代の標準服、中学校の標準服を調べたところ、2万円から2万5,000円でした。

そのような中、標準服の見直しを独自で行っている学校が幾つかあるとお聞きしております。

そこでお尋ねいたします。

標準服の必要性が問題視されている中、標準服の本来の目的・存在意義を市としてどのように整理しているのか。

2点目に、標準服の経済的負担を市としてどのように認識しているのか。

3点目に、小・中学校の標準服の見直しを行い、低価格化や公平性の確保、機能性の向上を目指してはいかがかということで、以上3点について質問いたしますので、御答弁よろしくお願いします。

○議長（安村 政治君） 11番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員の小・中学校の標準服の見直しについての御質問にお答えします。

私は、学校というものは全ての児童・生徒にとって安全・安心な場であることが重要だと考えます。そのためには、社会状況や時代の変化に応じて学校の取組を見直していくことが求められます。標準服についても、学校の実情や保護者、地域の意見などを踏まえ、児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう、適切に検討していく必要があると考えています。

まず、1点目の標準服の本来の目的・存在意義を市としてどのように整理しているかについてです。

標準服は、児童・生徒が落ち着いて学習に専念できる環境を整えるための仕組みです。また、学校で行われる儀式的行事等で標準服を正装として着用することは、自分がその学校の一員であるという意識を育むことにもつながります。さらに、服装に関する不安や迷いに気を取られることなく、学校生活を送ることができるため、学びに集中できる環境づ

くりに寄与するものと考えます。

次に、２点目の標準服の経済的負担を市としてどのように認識しているかについてです。

文部科学省の通知では、通学用服の選定や見直しは校長の判断によるものの、保護者等の意見を踏まえて決定することが望ましいとされています。市内中学校では、この方針に基づいて制服の見直しが進められ、新デザインへの移行が行われております。制服の価格が高額になることは、市教委、学校ともに望んでおらず、価格の適正化についても選定基準としております。その結果、旧制服と比較して大きな値上がりは見られません。また、男女問わず選べるスタイルが広がったことで、家庭の経済的負担の軽減にもつながっているものと考えております。

最後に、低価格化や機能性向上を目指した小・中学校の標準服の見直しについてです。

現状で、小・中学校間で一定の価格差はありますが、発達の段階や使用素材等が反映されているものと考えます。現在、中学校では制服の見直しが段階的に進んでおります。今後、学校や家庭、地域の声に配慮しながら、議員御案内の市教委が制服を統一している自治体について、その経緯等も研究しながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） １１番、和田議員。

○１１番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず１点目、標準服の意識の醸成であったり、学びに集中することというふうにおっしゃっていましたが、基本的に学校の標準服のものと目的というものがあつたと思いますが、意識の醸成というのは、これは制服で図るものではなく、内容で図るものというふう認識しております。実際に、例えば、標準服をもともと始められた頃は、そういった意識を統一したりとか、低価格であったりとか、洗い替えがしないようにとか、着ていくものに迷わないとか、いろんな理由があつたと思いますが、ただ、機能性、今、公平性がなっていないところなんですよ。

そこで、教育長、これいつも言われるんですけど、ちょっと２点目と前後しますけど、校長判断、これは間違いないんです。校長権限で間違いないと思います。ここまでは理解しているんですけど、ここからいつも話がばらばらになるんですけど。私が言っているのは、今現在、同じ公立小・中学校に通って価格差が生じているということです。これが不公平ではないか、こういったことを是正するために、教育委員会の存在があると思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

議員が言われるように、公平性等は大事に考えております。価格差についても是正というか、先ほど申しましたが、制服の改定に当たっての相談を受けたときに、価格が上がったら駄目よということはしっかり伝えております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 分かりました。価格ってね、校長先生が上げているわけじゃないんですよね。勝手に、物価が上がっているから上がっちゃっているんですよね。本当に私の頃に比べたら随分高くなったなという印象です。確かにそういった機能というか、なかなか破れにくいとか、そういったこともあるんだと思いますが、少し順を追って整理していきたいと思います。

先ほどの、例えば意識の醸成とか、いわゆる標準服の目的というのは、経済的負担の平等、そして規律の維持、防犯、そして帰属意識の醸成ということが挙げられておりました。しかし、実際、中を見たらどうでしょう。経済的負担はむしろ重い。規律は服装ではなく、学校文化で決まる。防犯はほかの、例えば名札であったり帽子であったり、そういう代替も可能となっております。帰属意識は制服でなくても育つというふうに、ほとんど機能していないというふうに言われます。

それで、少し小学校の標準服、私服化あるいは統一の検討を行うべきではないかという観点から、小学生は成長が早く、まず買い替えの頻度が高いということ。私服化すれば負担は劇的に軽減、寒暖の対応が可能。他自治体で、実際にさっき数字で挙げたように、ほとんどが自由服となっておりますが、特に問題は起きていないということです。それもそうなんですけど、私も実はいろいろ調べてみました。子を持つ保護者にも聞いてみましたが、なかなか自由服というのはちょっと受け入れられないのかなという感覚を持っております。

ただ、制服を統一して、安価なものに、例えば市内の事業所を活用してとか、そういったことであれば、それはぜひやってほしいという意見が非常に多かったんです。そういった観点からも、まず子を持つ親の意見を聞くべきではないかと思います。

少しちょっと紹介しておきます。令和元年6月20日提出の、標準服を性別に関係なく、自由に選択できる学校が広がっている。他方、今なお、原則として男子はスラックス、女子がスカート着用とする学校が多数ある。また、標準服の経済的負担が重い、標準服を着たくない、等の声も聞く。

そこで質問がなされております。その質問に対して、文科省は、学校における通学用服

の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄はあるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいと通知を発出しております。

まず、そういった観点から、じゃあ各学校の校長先生は、きちんと保護者の意見等も踏まえて、今の判断をされているのかどうか、その辺は確認されておりますか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

学校のほうで制服等を変える場合には、業者のほうと話をし、幾つか提案をしてもらって、それを見えるところに提示して、その値段と、そのデザイン等を保護者の方の意見を聞くように、そしてこどもの意見もそこに反映して、最終的には決定になるようにやっております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 分かりました。ある程度並べて、そこから保護者やこどもがということなんでしょうが、それはいつどういう形でやっておられるんでしょうか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

ある程度、今から変えていくというのは、前年ぐらいから期間をかけてやりますので、前の年の夏ぐらいまでには、そういう学校のほうで制服を置いたり、PTAの会議で出したり、そういったことを行っているというふうに思っております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 分かりました。

私、子を持つ保護者にいろいろ聞いてみるけど、そういう話はないようなことを聞いていますが、聞いた人が間違っていたんでしょうか。その辺を追っていてもちょっとあれなので、そこは確認していきたいと思います。

実際、中学校なんかは、1校以外は全部詰め襟というような形なんですけど、でも実際、先ほどおっしゃったように、今、多くの中学校で見直しされておることですので、どうでしょう、これを機に教育委員会が主導して制服の統一を目指してはいかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えいたします。

先ほどの答弁にも申しましたが、今、市内ではほぼ、ほとんどの学校が見直しに入って、一番早い学校が令和５年からスタートして、先ほど出された右田中学校ですが、一番先行しておりますが、ほかの学校も全て見直しに入っております。今、議員おっしゃるように、統一するという考えは、私もないわけではありませんが、もう今この段階で、ある程度進んでおるので、業者等と私も話をすることはあります。その中で、価格面については、いろいろなことをお願いすることがあります。ただ、その経緯とか、いろんな各学校が歩んできた歩みと、その改定に向けて歩んできたものがありますので、この時点で市が統一するというふうにお答えするのはちょっと難しいと考えております。

○議長（安村 政治君） １１番、和田議員。

○１１番（和田 敏明君） 非常に残念です。私、以前からこういったことは訴えておりましたので、それを今になって変えられないというのは、ちょっと出遅れがひどいんじゃないでしょうか。本当に、保護者の経済的負担軽減って、本当に考えておりますか。例えば、防府市では、新小学校１年生に通学用かばんの無料配付をしておりますが、これはほとんど今利用されてないようなものに予算が投じられておるわけですよ。実際、数字で出ておりますから。でも、制服を統一したら間違いなくみんな着るんですよ。それを安価にしようという気はないですか。もう一回お答えください。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

安価にしたいという気持ちはございます。

○議長（安村 政治君） １１番、和田議員。

○１１番（和田 敏明君） じゃあ動きましょうよ。なぜ動けないんですか。ほかの学校がやっているから、今さら動けない。でも、校長会とか開いていますよね。そのときに教育委員会出席しますよね。でも、実際上がってきたものは、価格差があったりだとか、そういう不公平性が生じているわけですよ。ここは教育委員会、しっかりと是正しないといけないんじゃないですか。お答えください。

○議長（安村 政治君） 和田議員、個人の感想で、制服がいけないとか、私服がいいとかですね。私服は、いろんな家庭がありますので、やっぱりその家庭家庭の経済的な面とかいろいろありますので、そういうのは教育長に個人的な意見で答弁をするというのは、ちょっと控えて。（「ちょっと分かんず」と呼ぶ者あり）ただですね、和田議員が、私服のほうがいいと言われるのは分かるんですけど、制服で今防府市のほうはやっておりますので、その中で私服に変えるとか、制服に変えるとか、今この場で答弁できないと。

１１番、和田議員。

○ 1 1 番（和田 敏明君） これ通告しているんですよ。通告した質問しているのに、あれがいいとか……。もう一回ちょっと語弊がないように言うておきますけど、私もいろいろ調べる中で、私個人としては私服が、例えば小学校であつたら自由服がいいのかなと思うけど、それはなかなか受け入れられないだろうなということで、一応保護者の意見をもっとしっかりと聞いた上で、各学校で不公平が生じないような対応をしてはどうですかと聞いていることが、何が質問としていけないんですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

学校間での価格差が不公平という捉え方でよろしいですか。

今、新しい制服の改定されているものの値段のほうも、こちらのほうでもそれを捉えています。先ほど申しましたように、高価格にならないようにということと、内に着るポロシャツなんかを結構安価なものでもいいようにして、学校でも割と安くなるような提案等をしているんですけど。新しいブレザーあるいはスラックス、スカートの価格は、ほぼ大体同じ価格帯に収まっております。ただこれが、さっき議員さんが言われたように、高い価格帯に収まっているんだつたら、それは保護者にとっての負担が大きくなりますので、今後そういったことも踏まえて学校あるいは業者さんとの話し合いになると考えております。

○議長（安村 政治君） 1 1 番、和田議員。

○ 1 1 番（和田 敏明君） 統一を目指して質問している理由の一つとして、例えば市内で統一すれば、市内の転校であつたら対応しやすいだとか、そういったことも出てきます。リユースしやすいとか、お下がりしやすいとか、そういったことも含まれております。そういった観点からも、どうでしょう、もう少し教育委員会として踏み込んで保護者の意見を聴取するということは可能でしょうか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、各学校で見直しが進んでいるときですので、こちらのほうでも意見を集めることは可能と考えております。

○議長（安村 政治君） 1 1 番、和田議員。

○ 1 1 番（和田 敏明君） 分かりました。まず、1 本目として、そこをぜひよろしくお願いします。

いつもここで質問するとき、校長権限って出てくるんですけど、やはり教育委員会は教育委員会の役割があると思います。そこはしっかり果たしていただいた上で、やっぱり先ほどからしつこく言うておりますような不公平感だとか、それによって子どもたちが苦しめられるとか、そういったことがないように要望しておいて、最後まとめに入りたいと

思います。

標準服は、法令で義務ではなく、国も実態を把握しておりません。その一方で、保護者の経済的負担は年々増加しております。防府市として、小学校の標準服の見直し、そして中学校の標準服の市内統一、低価格化をぜひ目指していただきたい旨を要望しておきます。標準服は本当に有効なのか、今こそ問い直す時期に来ておりますし、今、他市でも先進的にやっているところはたくさんあって、実際に成功しておられます。そこをしっかりと参考にさせていただきますことを再度強く要望いたしまして、この項の質問は終わります。

続いて、熱中症対策についてということですが、本日、下松市議会の議員さんが来られていて、ちょっとアドバイスもいただいたところでございます。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

現在の気候変動は、地球温暖化を通り越し、地球沸騰化の時代へ突入したと言われております。世界各地では、毎年のように観測史上最高気温が更新され、容赦のない熱波や極端気象が都市を襲い、多くの尊い命が失われる実態が頻発しております。この危機は、決して海の向こう側の他人事ではありません。我が国、本市においても、夏の暑さがかつての厳しい暑さというレベルをはるかに超え、今や災害そのものと言っても過言ではありません。

2025年6月には、改正労働安全規則が施行され、努力義務から罰則付きの義務へと変わっております。そのような中、本市では、情報発信の強化や、市内幅広く様々な施設を涼み処に指定するなどの取組が行われているところです。本市のこどもたちを守るための対策としては、多くの議員が求めてきた教室エアコンの設置に加え、今後、屋内運動場にも順次エアコンの設置が予定されており、緊急指定避難場所の観点からも大変ありがたいというふうに思っております。

さて、今回は、主に小学校に通う児童の、特に下校時に焦点を当てて質問させていただきます。

現在、他の自治体の学校における熱中症対策事例を見てみると、冷凍庫を設置して保冷剤を配布したり、給水ポイントを増設したりと、より実効性の高い熱中症対策が進んでおります。一方、本市の登下校時における熱中症対策としては、ミストシャワーだとか、新入学生への冷感タオルの配付等の対策を行っているところですが、大切なことは、これらの取組が本当に児童の熱中症対策に効果があるのかという点です。

私としましても、予算を承認したからには、確認をしておかなければなりません。例えば無料配付された冷感タオルについては、私が複数の学校周辺で下校の様子を確認した限り、配付して間もない頃にはタオルをぐるぐる回している姿を見かけることもありました

が、日がたつにつれて使用している児童をほとんど見かけなくなりました。また、下校時の見回り活動の際に、途中で水筒の中身がなくなる児童を見かけることもあります。

そこでお尋ねいたします。

1 点目に、冷感タオルの使用状況について、どのように把握されているのか、また、使用率や児童・保護者からの評価、効果検証が行われているのか、お尋ねいたします。

2 点目に、本市として、他自治体の実効性の高いと思われる取組を参考に、新たな熱中症対策を取り入れていくのか。

3 点目に、前回の質問から、多くの学校でスポーツドリンクの持参が認められ、大変ありがたいことであり、スポーツドリンクは熱中症に適していると思いますが、市内全ての学校で認められているのでしょうか、お尋ねいたします。

4 点目に、下校前に、熱中症予防に効果的な麦茶の補充はできないか、お尋ねいたします。

5 つ目に、冷感タオルの配付に限らず、本市の熱中症対策は配付して終わり、学校任せになっていないか。

以上、児童の命を守るために、教育委員会として、使用実態の把握、効果検証、改善のサイクルをどのように確立しているのか、明確にお答えください。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

〔教育部長 伊藤 忍君 登壇〕

○教育部長（伊藤 忍君） 和田議員の熱中症対策についての 5 点の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の冷感タオルの使用率や児童・生徒、保護者からの評価、効果検証についてです。

昨年 9 月に実施したアンケート調査によりますと、冷感タオルの使用率は、小学生が約 30%、中学生が約 20% となっております。使用場面といたしましては、登下校のほか、小学生は外遊びやスポーツ活動、あとは習い事、中学生は部活動や地域クラブ活動、汗をかいたときなどという答えが多く挙げられております。

効果につきましては、暑さが和らぐ、体を冷やすことができる、運動時や屋外活動時に役立ったなどの意見が寄せられておりまして、熱中症予防や快適性の向上に一定の効果があるものと認識しております。

次に、2 点目の新たな熱中症対策についてでございます。

本市ではこれまで、冷感タオルの無料配付に加え、ミストシャワーや体育館へのスポットクーラーの設置等を行ってまいりました。また、今年度、他市に先駆けて体育館のエア

コン設置も進めているところでございます。さらに日傘の活用も勧めておりまして、登下校において使用しているこどもたちの姿も見られます。

今後も、議員がおっしゃったような他市の状況も参考にしながら、実効性の高い熱中症対策について研究してまいりたいと思っております。

3点目のスポーツドリンクの持参についてです。

現在、運動会や学校行事など、期間を限定した取組を含め、市内小・中学校26校のうち、25校が持参を許可しており、残りの1校も前向きに検討しているところでございます。

4点目の下校前に熱中症予防に効果的な麦茶を補充することについてです。

議員御提案の麦茶の補充につきましては、各学校によって児童・生徒数、衛生管理、補充体制など、状況が各校で異なりますので、市内での統一した取組は困難でありますことから、各学校の判断に委ねたいと考えております。

ただ、現在、市内の小・中学校では、各家庭と連携しまして水筒の持参を勧めております。また、下校前には各校で水筒への水道水の補充、あと水分補給の促しであったりとか、健康観察の実施等、下校時の熱中症予防に努めております。さらに、登下校時の負担軽減として、荷物の軽量化も図っているところでございます。

最後に、5点目の熱中症対策が学校任せになっていないかということについてです。

これまで教育委員会では、校長会等で各校の実態に応じて熱中症対策を講じることを依頼するとともに、熱中症対策に関する情報発信、あるいはミストシャワーの設置等を行ってまいりました。また、各校におきましても、冷感タオルの活用や水分補給、エアコンの適切な使用など、日常的な熱中症対策に努めていらっしゃるところでございます。

熱中症による事故は防ぐことのできる災害です。今後は、翌日の厳しい暑さが予想される場合には、前日の夕方に保護者宛てに注意喚起のメールを送るなど、そういう働きかけも学校にしていきたいと思っております。

教育委員会といたしましては、こどもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、学校における熱中症ガイドラインに基づいた各学校への指導・支援を行うなど、引き続き、学校・家庭・地域と一体となって万全の対策を講じてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

まず、以前に比べたら、熱中症対策、各学校においてすごく細やかに行われていることが見て取れます。ただし、私は全ての学校を把握しているわけではありませんので、いい

取組については各学校で共有しながら、ぜひ進めていただければと思います。

それでは、再質問させていただきます。

実際、冷感タオル、回せばすぐ冷えるということで、非常に効果があるように聞いておりますが、ちょっと聞き漏らしていたら、ごめんなさい。効果検証というのはどういうふうに行われているんですかね。例えば保護者であったり、使う児童・生徒であったりというところ。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（伊藤 忍君） お答えいたします。

先ほど、すみません、御答弁で申し上げましたのが、昨年の9月にこどもたちにアンケート調査をいたしまして、使用率と、あと自由記入欄というか、使ってどのように感じますかといったことをお聞きしております。そのときには、当然、使っている児童からは肯定的な回答が出ますけども、暑さが和らいだとか、熱中症対策に有効であるという回答をいただいております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） 分かりました。

結構細かくやっていたているようなんですけど、なかなか利用率が、小学校は30%と言いましたかね、中学校は20%、なかなかそこは上がってこないの、効果があるものについてはしっかり使っていただく。なぜそれが必要なのかという説明もぜひ加えていただきますよう、これは要望しておきます。

それで、2点目に、他市で結構実効性の高い取組が行われておりますが、今から研究していけるということですが、私が議員をやっておりますと、昔、研究というのはやらないというふうに聞いたことがありますけど、実際にこどもたちの命を守るためのものですので、これについては、すぐに、早急に調査していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（伊藤 忍君） お答えいたします。

おっしゃったように、命に関わることでありますので、早急に調査等してまいりたいと思います。

○議長（安村 政治君） 11番、和田議員。

○11番（和田 敏明君） ありがとうございます。

それで、3点目のスポーツドリンクなんですけど、残り1校ということで、結構スポーツ

ドリンクもなかなか難しく、水筒の物によってはかえって危険なものもあるようで、私が玉祖小学校の学校運営協議会委員をやっていることから確認できたんですけど、案内としてはそういう水筒の案内もきちんとしていただいているようで、その辺も全ての学校において案内の仕方を統一していただきますよう、これも要望しておきます。

４点目の下校時前にいわゆる麦茶の補充ですが、そうですね、今、水筒を持ってこれて、防府市の水は安全ですので、水道水を補充して帰られるということは伺っております。

ちょっとここ、麦茶に着目してみたのは、水が利尿効果がちょっと高いようで、例えばお茶でもウーロン茶だとか緑茶だとかはちょっとカフェインが入っていて、ちょっと難しいということで、麦茶にちょっとひとつまみの塩を入れると熱中症予防にはすごく効果があるということと、利尿効果が低いということが調べて分かったんですけど、これまたなかなか難しく、温度管理とか水筒の種類だとか、そういうことでかえって危険になるようなこともあるようです。その辺はまた効果検証をしていただいて、研究になるのか、先ほどのと併せてちょっと調べていただきますよう、これも要望しておきます。

それと、置き勉強は推奨されておりますよね。これ、本当に確実に行われておりますか、確認です。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

荷物が非常に重くなっている現状があるので、各学校のほうでしっかりその辺は、必要なものを持ってくると、必要ないものは学校にも置けるようにということで、学校訪問に行ったときに、各児童・生徒のそういう置き場所が確保しているのは確認しております。

それから、軽量化についてもしっかりお願いをしとるんですが、いついつどうだったところまでの進行管理については、今後しっかりやっていきます。

以上です。

○議長（安村 政治君） １１番、和田議員。

○１１番（和田 敏明君） 分かりました。それでは、もうまとめていきたいと思います。

このような状況下において、住民の生命と健康を守る最後のとりでである地方自治体が果たすべき役割は、これまで以上に重くなっております。もはや従来の小まめな水分補給といった啓発活動レベルの対策にとどまるのではなく、一種の災害対策として一步踏み込んだ実効性のある熱中症対策へシフトしていくことが不可欠であると考えます。本市としても、この危急の課題に対して強い危機感を共有し、全庁を挙げて、もちろん保護者、児童、そして全ての市民を挙げて真剣に取り組むことを強く要望いたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、11番、和田議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、23番、三原議員。

〔23番 三原 昭治君 登壇〕

○23番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原でございます。通告に従いまして、2項目について質問いたします。

さきの市長選挙において、私は市長を応援した一人です。ふと、選挙後、元鳥取県知事、総務大臣の片山善博さんの講演に行ったことを思い出しました。それは、二元代表制において、市議員が市長選挙で市長を応援するという点について触れていました。片山さんは、応援することは決して悪いことではないと、ただし、その延長戦でなれ合いにならないように注意しなさいという指摘がありました。もう一つ、応援した議員は、これまで以上、倍のチェックをしなければいけません。それは応援者の責任ですと強調されていた言葉を思い出しました。これを肝に、チェック機関としての任務を果たしてまいりますので、市長、よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

去る5月6日、福島県郡山市の磐越自動車道で発生した高校テニス部の部活動遠征によるマイクロバス事故から2か月が過ぎました。高校生たちの平穏な日常が一変し、21人が死傷する痛ましい事故となりました。そこで、防府市（市教育委員会）では、この事故を受けて、小学校、中学校のスポーツ・文化活動における遠征などの移動に関する実態の調査を行ったのでしょうか。また、どのような対応を図ったのですか。そして、安全管理、確保についてどのような取組をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 三原議員の小・中学生のスポーツ・文化活動における大会等の遠征における移動の安全確保と管理についての御質問にお答えします。

先日の河村議員への御答弁でもお答えいたしましたとおり、学校の教育活動において児童・生徒の安全・安心を確保することは大前提であり、地域クラブ活動や修学旅行、校外学習を実施する際も、常に安全対策を最優先事項として取り組んでおります。

このため、市教育委員会では、各学校に対して、修学旅行や社会見学等の校外学習における安全対策の徹底について、継続的な指導や助言を行っております。また、各地域クラブに対しては、生徒たちにとって望ましい活動環境を整備するため、地域クラブ活動の運営に関するガイドラインを策定し、本ガイドラインにのっとり活動を求めています。

こうした中、他県で起きました痛ましい事故を受け、市内小・中学校、各地域クラブに対し、移動時の安全確保において配慮すべき事項について、新たに注意喚起を行いました。スポーツ少年団に対しましても、全少年団の代表者等が参加される会議の場において、移動時における安全対策の徹底を強く要請いたしました。また、本市の地域クラブ活動の運営に関するガイドラインにおいては、遠征等の移動時における安全管理に関する明確な規定が定められていないため、今後の改訂に向けて、各地域クラブに対し、遠征等における移動手段や安全管理の実態を把握するためのアンケート調査を実施いたしました。その結果、多くのクラブにおいて、保護者の自家用車による送迎が主な移動手段となっております。こうした結果を踏まえ、今後、県が予定しております新たなガイドラインの策定を待つことなく、市のガイドラインの改訂を行ってまいります。また、6月末に国において示された、移動の安全確保のための対策を踏まえ、遠征の際にレンタカーを利用する場合の契約の仕方、運転手を手配する際の留意点等について周知を行い、移動等における安全確保を図ってまいりたいと考えております。

子どもたちが安全・安心な環境の下で、スポーツや文化活動に打ち込めるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

修学旅行や大会等遠征において、どのような手順で安全を確認されているのか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

修学旅行については、先日もお答えしたんですけど、実績のある業者をお願いしておりますので、実施計画が出てきた場面で、そこでの契約であったり、あるいは保険のことであったり、そういったところで学校も市教委もそれを確認しております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） ありがとうございます。

今、実施届ということが出ましたけど、実施届の中身、どのような内容があるわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

その行程であったり、そしてその行程の移動手段、そして随行の人数、それから、当然保険とか、そういった業者の様子等も入っております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） それで、例えば先ほどの実施届ですけど、前年度——令和7年度の状況を教えてください。件数等、分かれば。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

実施届と申されましたが、修学旅行を全部の学校で実施しておりますので、学校数分になると思います。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 修学旅行は分かるんですけど、例えば遠征等の場合も実施届というのが出るわけでしょう。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） すみません。先ほどちょっとお答えを忘れました。部活の遠征等については、もう各部に任されている部分がありますので、遠征の実施届については、こちらには出てきておりません。

ただ、大会を勝ち上がって、中国、全国に出る場合には、こちらが補助を出しますので、そういった形での届けについては出てまいります。

以上です。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 今回、この質問に当たったのは、冒頭申しましたように、高校生の遠征によるマイクロバスという点で、この質問をするというのを決めたんですけど。

それでは、その遠征等、地域クラブのスポーツ関係というのは、じゃあ教育委員会としては関係ないということになるわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 地域クラブに関しましては、市のほうが認定しているという都合がありますので、関係がないとは申しません。ただ、遠征については、必要かどうかとか、いろんな部分については各部が判断することですので、それについての細かい届け等は、こちらは今受け取っておりません。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） それでは、地域クラブが今中学校にありますよね、それはそ

の部で、クラブで責任持って自分たちで安全管理をなさйтеということなんですか。先ほど、文科省かな、国交省からありましたよね、あれは学校だけですか。地域クラブは関係なしということになるわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 文科省、国交省から出ているものについては、部活動、学校における部活動という関係で文書が出ておりますが、その中にこれを地域クラブと置き換える場合にはということで、その校長のところを地域クラブの責任者とか、そういう読替えをするようにという指定がございました。

以上です。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） じゃあ、校長にということになれば、教育委員会もやはり関わりは必ずあるわけですよね、出てくるわけですよね。中学生、小学生、校長、学校関係者ですよね。教育委員会の中にある一員ですよね。教育委員会は関係ないんじゃないくて、関係あるんじゃないですか。

じゃあ、例えばクラブで遠征をするというときに、それをチェックする機関はあるんですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

今、地域クラブが進んでおるんですけれど、その中での遠征については、今のところチェックをこちらはしておりません。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） たしか学校教育と社会教育の違いという部分だろうと思いますが、じゃあ、クラブの場合はどこがチェックするわけですか。例えば、教育委員会の中に地域クラブ事務局というのもありますよね。それも全くチェックをしないということになるんですか。だから、クラブのチェックはないということですか。やはり自分たちで考えて、自分たちでチェックして、自分たちで行動に移しなさいということになるわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今の現状の中では、最後におっしゃったように、各クラブがやるようになっているんですけれど、今後、国交省が出された文書を基に市のガイドラインをつくりますので、そのチェックであったり、こういった形にするかというのは、今から検討していくところであると考えております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） これまた話は前後しますが、すみません。クラブは今後ということですね。

それと、これまでの例えば事故を受けて、今、実態の把握調査はされましたか。どのような中身でしたか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

今、遠征等、各地域クラブで行っているかどうか、そして遠征の目的であったり、あるいはどのような移動手段で行ったかという調査をしております。

市内中学校以外の場所への遠征を行ったことがあるか、あるという答えが27、ないところが14。そして、遠征の目的については、公式試合、練習試合、その他招待試合ということ。それから、遠征についてのどのような手段でということで、保護者または指導者の自家用車による相乗りが15、現地集合が10、そして公共交通機関あるいはレンタカーあるいは貸切りバスであったりするものがありました。

以上です。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 今お尋ねしている中で、私の言い方が悪いんだろうと思うけど、何が聞きたいかというと、やはりこの事故を受けての質問なんです。だから、今、中学校ですかね、中学校で27校ですかね、27部ですか。（「小・中学校が26校で、部活の数ですか」と呼ぶ者あり）いや、今、ごめんなさい。改めて聞きます。今、部活についてお尋ねしています。もう一度、ちょっとそのところ。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） すみません。質問にお答えします。

地域クラブで、27の地域クラブが遠征等を行っているということでございます。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） さっき言われましたレンタカー、貸切りバス、この状況を教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） レンタカーを使っているところは1校です。それから、貸切りバスのところが4件、あと公共交通機関が1件です。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） レンタカー、貸切りバスというのは業者ということですか。

業者にバスを借りて、運転手も業者の方という捉え方でいいですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） ちょっとうちが聞いた中での答えで、レンタカーを借りて指導者が運転するところと、旅行業者にバス、運転手とも手配してもらうところということで答えが返ってきております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） レンタカーで指導者がというのは、学校の先生ということではないんですかね。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

今の質問に対して、これは誰がという質問はしてないんですけど、学校教員が主になって動いている地域クラブは非常に少ないので、地域クラブの指導者もしくはその関係の方々と予想されます。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） すみません。ちょっと話がごちゃごちゃになっちゃる感じがしますが、それはいいんですけど、要するに今問題の中でレンタカー、貸切りバス、誰が運転したのか、顧問の先生はちゃんと同乗していたのか、やっぱりそういう調査をしてほしいなと思ってたんですよ。ぜひ調査を何かの形で、調査というより、これからの指導ですよね、指導をきちんとしていただきたいと思います。

そこで、例えばスポーツ少年団、団長が教育長ですね、事務局がスポーツ振興課にありますよね。その関わりはどうなるんですか。例えばこういう遠征とかいうときに、スポーツ少年団もその実施届等は出さなくてもいいということ、スポーツ少年団が責任を持って、その団が、単団が責任を持ってやるということになっているわけですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

一応私はスポーツ少年団の本部長ということで、会議にも出て、担当者会議にも出るんですけど、安全に移動ということはいつもお願いする中で、その遠征届等が出ているかについては、ちょっと私は把握しておりません。申し訳ありません。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） ぜひ、やっぱり長ですからね、何かのときは責任取れという形になりかねません。えてしてそういうことが多いんですよ。充て職って、言葉は悪いけど、そういう意味でお名前があると思うんですけど、何かあったときに大変な事態が生ま

れることが多いと私は思います。

それ、ほとんど知られてないと思う、どういう実態なのか。スポーツ少年団はどのように、例えば遠征に行くか、手段はどうしているかというのは、お分かりでないですね。それはね、ほとんどが保護者の自家用車。例えば責任というのはどうなるのというのをいろいろ調べてみたんですよ。そしたら、入団のときにみんな承諾書、誓約書に署名するんですって。そこにみんな書いてある。そういうことをするから、何かあったときにはこの誓約書、承諾書に沿って対応しますから、これを承諾してくださいというのがあるんです。そういうふうになっているそうです。中にはガソリン代とか何とかはどういう振り分けしますとか、きめ細かくあります。

ただね、私が怖いのは、じゃあ車の保険でちゃんと対応しますよと、それでみんな承諾したんなら、それでいいじゃないかと普通思うんです。でも、今、それじゃ済まんようになったような時代じゃないですか。

だから、もっとですね、やっぱり社会教育だから云々ではなくて、じゃあ社会教育だったら、正直言うたら、市がいろいろマイクロバス買ったり、そういうことするのもどうかなと疑問に感じますよね。たしか地域クラブ化の一番最初の説明のときに、私は教育長に尋ねたんですよ。のどりが悪いからよく分からないけど、これは学習塾と一緒にですかと言ったら、そうですとお答えになりました。そうやって考えると、学習塾の人も送迎せんにゃいけないんじゃないかなと意地悪く考えたりもしましたけど。

小学生、中学生、児童・生徒はやはり教育委員会の保護下というか、その管理下というか、管理と言うちゃいけないね、あるわけなんですよ。だから、それを任せとるというの自体、私はどうかなと思うんですけど、今すぐ回答はないと思いますけど、今、最初に僕が言った、説明の話をしたけど、その考え方でずっと行かれるということですか。もう地域クラブに任せた、スポーツ少年団がやりなさいという姿勢でいるということでもいいですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

今、議員さん言われるように、小学生、中学生の活動ですので、全然関係ないというものではないですが、特に安全に関しては、今までもそうですし、これからもしっかりお願いをするし、必要なものについての提出であったり、その対応についても、こちらでも検討していくべきものと考えております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） というのが、以前、何かの質問したときに、地域クラブ事務局は相談に乗るけど対応はしないと。対応しないという言葉はおかしい。相談は乗ります

と、だけどあとは保険でとか、事故の場合ですね、という何か発言があったと思うんですよ。何か怖いなという気がします。じゃあ、その事務局の存在というのは一体何なのかなという気がします。どこまでどうすればいいかというのは、スタートしたばかりで、なかなか難しい、厳しいところがあると思いますけど、しっかりそこはね、今先ほど、うれしいなと思ったのは、そういう地域クラブとか、そういうものに対するガイドライン、県の作成を待たずに市として作成をしていくと。僕はこの姿勢が本当に大事だと思いますよ。だから、例えば文科省が対策を発表しますと、それを待ってやるのか、もうそんなことは誰でも分かることじゃないですか。しっかりね、上級官庁に準じるのではなくて、やはり個々の責任ある組織として責任ある対応をしてほしいなと思う気持ちから、今日、質問するんです。

そこで、今言いました文科省・国交省がまとめた安全対策、こういった内容でしたか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 安全対策、安全確保のポイントとして、学校に対しては、教育課程内の校外活動は原則、公共交通機関や貸切りバス、スクールバスを活用する。校長が引率計画を書面で事前に承認する。内容は保護者に連絡をする。校外活動の移動車両には教職員の同乗が望ましい。部活動の遠征等で自家用車やレンタカーを使う際は、運転者の事故歴、車両の安全などをチェックシートで確認をすると。それから、バスやレンタカーの業者、旅行会社にもいろんなことが規定されています。

それから、これは先ほど申しましたように、学校の事故に対する文科省・国交省の文書ですので、ここにある校長とかそういったところは、地域クラブにおいては地域クラブの責任者と、そこへの読替えをなささいというふうな規定がしてございました。

以上です。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） これは受け取り方なんですけど、私はちょっと変わり者で、望ましい、望ましいという言葉がすごく、私もいろいろ読んだんですけど、物すごく多いですね。私、この感想はですね、義務が一件もないんですよね、義務的なものが、全くない。まあ理想的推奨レベルというときに使われる望ましいで、言葉は悪いけど、逃げているような気がいたします。変な話をしますと、何かお役所らしいその回答かなというように思います。

防府市教育委員会では、先ほど教育長が言われたように、県教育委員会のガイドラインを待つのではなく、市としてガイドラインを早急に検討してつくっていくという、そういう姿勢で安全対策を講じていただきたいと思います。

やはり、これはこどもに関わる問題ですから、ごめんなさい、先ほど言いました事故歴とか何か、そんなの調べられるわけじゃないんですよ。どうやって調べるかということを、自分、その通達を読みながらだんだん腹が立ってきたんですけど。ぜひそういう意味で安全対策をしていただき、事故のない防府市にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

それでは、引き続き防犯対策について質問いたします。

近年、SNSなどによって闇バイトを募り、特殊詐欺や強盗などを行う匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる強行犯罪が依然として後を絶ちません。多くの市民が犯罪発生に不安を抱えています。

ここにちょっと通達、これ関連なんですけど、犯罪の不安の中で、先般、後輩からメールが来まして、熊よけスプレーを買ったというメールが来たんです。自分ところは熊が出るかの、防府でというので打ったら、そうじゃなくて強盗の対策ですと。もう一人の知り合いは木刀を作りましたと。いろんな意味で、いろいろな話を聞くと、いろんなところでやはり皆恐怖を感じ、不安を感じ、そういうふうに対応されているんだと、声に出さなくても、あるんだなということで、続きます。

防府市は、防災に注力していますが、犯罪も大きな災難であり、防災と同様に私は考えております。さて、防府市として防犯対策、対応について、どのように取り組んでおられるのか。また、犯罪抑止や解決において効果的な手段とされている防犯カメラ活用について、どのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の防犯対策についての御質問にお答えいたします。

近年、SNS等を利用した闇バイトの募集に端を発する特殊詐欺や強盗事件など、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる凶悪犯罪が全国各地で発生しております。本年5月には、栃木県において高校生も犯人となりましたが、強盗殺人事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。幸いにも本市では今のところ凶悪事件は発生していませんが、手口が巧妙化したSNS型ロマンス詐欺や偽警察詐欺等の特殊詐欺は発生しており、年齢層を問わず誰の身にも起こり得る非常に身近な脅威であると認識しております。私は、市民の皆様の安全・安心な暮らしを守ることは重要な責務の一つであり、防犯対策の強化に不断に取り組んでいくこととしております。

それでは、防府市としての防犯対策と対応についてです。

本市においても詐欺被害が相次いで発生していることから、警察との連携を強化し、犯

罪へ迅速に対応するため、昨年度、防犯対策の専門職員を配置しております。こうした中で、この専門職員は、警察と共に防犯の講話を行い、本日まで約100回、約5,000人への講話を行ったところでございます。講話の内容といたしましては、最新の特殊詐欺の手口や事例を紹介するとともに、国際電話着信休止や詐欺対策アプリの使い方の紹介を行い、受講された特に高齢者の方々は大変分かりやすいと好評を得ているところでございます。この講話につきましては、今後も引き続き防犯対策の柱として実施をしてみたいと考えております。

次に、防犯カメラの設置状況についてです。

本年6月末現在で、市有施設に防犯カメラを481台設置しております。さらに、今年度は、警察からの御助言もいただきながら、防府駅の周辺へ新たな防犯カメラを設置し、犯罪抑止力と犯罪記録の強化を図ってまいります。今後必要なところには防犯カメラを設置するとの考えの下、警察と一体となって検討し対応してまいります。

市といたしましては、社会問題となっている特殊詐欺等の新たな被害者・加害者を生まないためにも、警察や学校、関係団体と連携して、こどもから高齢者まで犯罪動向の共有と危機意識の醸成にしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それで、私、今回は特に防犯カメラという点に注視してやりたいと思います。

ふと思い出したんですが、京都府南丹市で、小学校5年生ですか、男児の殺害事件がありましたよね。あのときに、ふと、前も僕は学校の防犯カメラということで質問したことがあるんですけど、それはもうさておいて、義父は車で学校まで乗せていったと、ただ全然それが分からなかったと、確認できないと。なぜならば、防犯カメラはあるが、そこが死角になっていたと。もし防犯カメラがあれば、初動の時期でもっと違う展開になっていたかもしれないと私は思います。そういう犯罪が起こる前に、恐らくもうちゅうちよすることも考えられたのではないかなというふうに思いますが、今、防府市の小学校、中学校には全て防犯カメラが設置してありますよね。これは360度クリアできる、監視できるということでもいいですか。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

ちょっと防犯上、詳しくは言えないんですけど、議員がおっしゃるように、360度全てをカバーするものではございません。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） しっかりまた検証してください。

それと、これも時々思うんだけど、防犯上と言われるけど、最近は皆防犯カメラ設置していますとか、ドライブレコーダーをつけていますとか、みんなそれで今度抑止をしているんですよね。そこへ変化してきたということをちょっと認識していただければと思います。

それで、今先ほど、冒頭、市長から、市有施設に約481台の防犯カメラを設置していますよということでしたが、場所としてどのような場所に設置されているか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 御質問にお答えします。

防犯カメラの設置でございますが、具体的には市有施設もうほとんど全てということになります。481台ございますが、障害者福祉施設、それから新庁舎、公民館、福祉センター、それから公園、全てではありませんけれど、公園の一部、それから競輪場、留守家庭児童学級等、それらのところへカメラを、防犯カメラという形で481台設置しております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 一番多く設置されている箇所は、どの箇所になるんですかね。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

一番多いのは競輪場になります。競輪場で53台ございます。その次が庁舎になります。新庁舎になりまして、37台ですね。ちょっとこれとは別に小・中学校はもう全てついておりますので、これは一番多くて82台という形になっております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） その一つの施設にまとまったというのは分かりましたけれど、地域的にはどういう地域が一番多いですか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） カメラの設置は、市有施設を中心にやっておりますので、市の施設があるところという形になります。やはり一番多くなるのは、防府駅を中心とした中心市街地というか、市の中心部に多くあるというふうな理解でいいと思います。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） それで、市の中心地の中で、中心地はどのぐらいの台数で、

中でもっとも多く設置されている場所はどこになりますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

なかなかちょっと答えにくいところではあるんですけど、今、市長のほうで駅周辺、今年度、駅周辺にもカメラを設置するというふうにお答えさせていただきましたが、大体防府駅を中心に半径５００メートル、交差点でいうと、市役所前の交差点、それから車塚のＮＴＴの北西、それから天神通り、八王子二丁目、この四角形の中が一番多くて、そのエリア内にある防犯カメラは現在７７台設置しております。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 新年度事業で新たに防犯カメラを設置されるということで予算を計上されておりましたが、これは先ほど市長のほうからあった駅周辺ということでしょうか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お見込みのとおりでございます。防府駅を中心としたエリアにですね、ちょっと今から相談しながらつけますので、最終的に何機ということはちょっとお答えできにくいんですけど、１８機から２０機つける予定としております。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 先ほど、駅周辺は７７台と、新たに今回約２０台、９７台、約１００台。その駅周辺に集中される理由は何ですか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

防府駅は市の中心部にございまして、不特定多数の人が出入りする場所であるから、今年度、最優先に設置することといたしました。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 今年度２０台は分かりました。分かったというか、２０台という台数は分かりました。７７台と足して９７台。どうして防府駅中心になるのかというのをお尋ねしたいんです。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

地域全体の防犯、地域全体のまちづくり、犯罪の未然防止ということで、市の税金を使ってやりますので、地域全体の防犯という形で一番効果が上がるもの、際限なく税の投入というのでもできませんので、一番効果が上がるころはどうだろうかということで、その

エリアに今言われましたように１００台近くつけると。一番は不特定多数の人が出入りする場所であるということで、今年度、最優先に設置するということにしております。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 地域全体の防犯の中で駅周辺という言葉が、どうも私には理解が難しいんですけど。不特定多数の方が出入りされるということで、どういう犯罪があるんですか。これまでどういう犯罪が多く発生していますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

具体的にこういう犯罪が行われたというものをそのカメラで検知した、それから警察に提供したということはありませんが、一番多いのは駐輪場で自転車盗というのがございますので、その情報ということで警察のほうに提供したことがございます。

それから、先ほど申し上げるのをちょっと漏れてしまったんですけど、カメラの設置、それから中心市街地に多く置いておるといふところなんですけど、防府市のスタンスとすれば、何度も申し上げておりますけど、必要なところには設置するという考えの下、防犯カメラの設置をしておりますので、ここは必要であるということであれば、御相談いただきたいと思っております。中心市街地だけというわけではございません。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 自転車盗ということでしたけど、どのぐらいの件数がありますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 大変申し訳ないんですけど、窃盗犯という形でまとまった形で警察からの情報をいただいておりますので、何件というのがちょっと我々としては認知しておりません。申し訳ございません。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 窃盗犯の中で自転車盗は令和７年度が５６件です。侵入犯が１８件、万引きが７７件と、犯罪が多い。必要なところに設置するというのに、分かりませんというのはどういう意味なのか、よく私も分かりません。何をもって必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） ちょっと申し訳ございません。何かちょっと言葉足らずで申し訳ございません。防府市の刑法犯犯罪数というのをいただきますけれど、今議員がおっしゃった数字は、今回の通告を受けて、警察のほうから聞き取りはいたしております。

す。通常、そのやり取りがうまくいかないというのをちょっと申し上げただけです。

今、御質問ありましたように、どのようにしていくかということなんですけど、現状があって、現状とそれの対応という形になりますので、きちっと今議員おっしゃったように情報を得て、こういう状況があるので、こういう対応をしますという形で、犯罪が多いということであれば、そこへカメラをつける、そういった対応をしてまいりたいと思います。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 必要なところに、犯罪が多いところに対応していくということでしたけど、ちょっとお尋ねしますけど、自転車盗、これはずっと多いんですよ。毎年度毎年度、自転車盗は多いんですよ。その一番の原因は何ですか、自転車盗の一番の原因は。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 今、議員おっしゃったように、令和5年度は69件、それから令和6年度は70件、令和7年度は56件という形で、自転車盗の数はお聞きしたところです。

なぜ高止まりするかと、いつも変わらないかというところでございますが、まずカメラは駐輪場に30機つけておりますので、ある程度の抑止はあると思います。それから、警察のほうにも情報、年に10件程度、提供しておりますので、ある程度の検挙にもつながっておるのではないかなと思いますが、まだまだ、人の目も含めて、取りやすいと、自転車盗が起きやすい状況があるのではないかなというふうな感じはしております。もう少し警察ともお話しして、それをちょっと分析しないといけないかなというふうには感じております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 私の質問は、その原因は何ですかという質問だったんですけど、原因は施錠してないが8割です。8割が施錠してない、取ってくださいよというような、もう本当、私から言えば、取られて仕方がないわという思いがいたします。

これね、防犯カメラつけるのは何のためにここへつけるのかなと僕は思うんだけど。それでも数は全然減らない。ある程度効果があるという説明しかできない、設置者がですよ、説明ができないようじゃ、僕はいけないと思う。やはりちゃんと、つけたおかげでこのように減ってきたという数字とか数値をきちんと確認できるような体制で事業というのはやっていかないといけないと思いますよ。

だからね、私が思うのに、ここに防犯カメラを置く必要はない。それよりは音声ガイダンスをつけて、鍵を締めましょうをずっとエンドレスで流したほうが私は効果があると思

う。自転車盗難の８割が鍵をしてないですよと、あなたは鍵締めましたかというアナウンスをずっとエンドレスに流したほうが、私はより効果があると思うけど、そういうふうな対応をしてみたらどうでしょう。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 施錠していないというのを私もよく認知しておりますので、ちょっと申し訳ございません。その辺もしっかりと学ばせていただいた上で、警察ともちょっとお話しして、何が一番効果があるのか、議員のおっしゃった部分も含めて、ちょっと考えていきたいなと思います。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 結構ね、音声ガイダンスというのは効果あるんですよ。しっかり検討していただきたい。

そして、駅周辺につける理由の一つで、やっぱり犯罪が多いということなんですけど、いわゆる今、先ほど冒頭、私が言いましたトクリュウによる強盗犯、どういう場所で起こっていますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

特殊犯罪については、防府市内もですけど、全国的にもですけど、普通の住宅地に受け子という犯人とか、それから強盗する者が現れると、一般の住宅に現れるというふうに認識しております。

○議長（安村 政治君） ２３番、三原議員。

○２３番（三原 昭治君） 防府駅周辺というのは、あんまり家はないですいね。専門家が言っていました。もう今は犯罪はほとんどどこかというのは、とにかく閑散とした住宅街とか、そういうとにかく中心じゃないと。周辺地域でそういう犯罪がたくさん起こっている。にもかかわらず、防府市は犯罪が多い駅周辺をという、どうも遅れてるんじゃないかなと私は思いますけどね。

それで、さっき公民館というのもし出ました、設置場所ね。公民館は全部ついているわけですか。

それと、もう一つ、今言いました住宅街とか、今、地域にそういう犯罪が及んでいるわけなんです。例えば地域の方々が積極的に、例えば自治会で防犯カメラつけているとか、そういうところは何か所ぐらいありますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 御質問ありがとうございます。

公民館につきましては、18か所全てについておるということでございます。

それから、うちのがんばる地域応援補助金でつけたところですけど、これはまだございませんが、ごみの不法投棄ですね、ごみの不法投棄対策として今年度1台カメラを設置する予定というところは聞いております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 今、犯罪場所は、周辺地域と住宅街ということになっているのに、全く対策は取れてない。それと、自治会、先ほど言われましたけど、自治会等の数も十分把握されてない。これが防府市の防犯対策なのかと、私は思っております。

まだまだいろいろ質問したいことがあるんですけど、再度聞きたいんですけど、なぜ中心市街地ばかりその防犯対策という名目で防犯カメラをつけられるのか、再度、もう一度聞きたいんですが、お願いいたします。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） 御質問にお答えします。

まず、何度も繰り返しになるんですけど、必要な場所には設置していくという考えの下、防犯カメラについては設置をしております。そうした中、公的補助の公金を使ってやるということの中で、地域全体の防犯まちづくりという犯罪の未然防止ということで、先ほど御紹介がありましたトクリュウなんかの逃走経路を潰すという意味合いもありまして、駅周辺にも今回つけたりですね、駅周辺についていくということになります。

なお、周辺住宅地にも、そのがんばる地域応援補助金や県警街頭防犯カメラ設置補助金なんかを使って、団体の方、町内会とか自治会が設置するカメラが優先されるのが一般的になっておりますけれど、これまでですね、これまで個人の財産を守るための私的な利益というものに対してちょっと行政の予算が投じにくいということがあったり、それから防犯カメラの設置を住民だけにお任せすると、個人の裁量が大きくなり過ぎて近隣トラブルを招く可能性もあるので、どっと固まった団体等に補助するという形でこれまでやってきております。

ところが、そうした中、議員おっしゃるように、急激に犯罪の内容が変わってきております。まさに今そういう時期だと思っております。全国の刑法犯推移も、令和3年度に刑法犯数が最低を記録した後、このまま人口も減るので減るのかなと思いましたが、ぐっと伸びておりますので、今、変化をしておるところで、我々もどうしたらいいのかというところで、古い既存の考えを進化させつつも変化に対応していかないといけないのかなという時期にありますので、しっかりと関係の各所と話をしておいて考えてまいりたいと思っております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 逃走経路という、ニュースずっと聞いていらっしゃいますか。電車で切符買って逃走したというのは、僕はちょっと耳にしたことはない。ほとんど車ですよね。盗難車とか、そういうものでみんな逃げている。

それと、がんばる地域応援事業、私の地区もどんどん活用させてもらって、うれしいんですけど、防犯カメラ自体どのぐらいかかると思いますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） これは高いものであれば25万円ぐらいいたしますし、そこそこと言っても10万円ぐらいするというふうに認識しております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 私の地区もつけました。33万円でした。予算がかかるとか、かからないとか、人の命を予算で決めるんですかね、お金で。私はどうも、申し訳ない、部長が答弁されるのは少しちょっと苦しいところがあると思います。もう少し部長の担当だけでなく、市役所全体で、本当にどうしたら防犯のまち防府ができるのかということに取り組む姿勢が私は必要だと思います。全くその姿が見られない。

出前講座云々、それは確かにいいですよ。今新しく選任された方、右田地域でも来られました。大変よく分かる。よく勉強されていてね、私らが知らんことまで、これはやってください。これは無料ですよと、これは必ず役に立ちますとか、すごくよく教えてもらえます。ほかの自治会長も皆、今日はよう分かったのという話をされます。決してそれがいいんじゃないくて、やはり具体的な行動も必要だと思います。あまり質問しても嫌でしょうから、この辺でやめますけど。

ところでね、さっき481台あると言われましたが、このメンテナンスはどうされていますか。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

この設置されておる防犯カメラですけれど、各担当課が責任を持って設置しております。現在、全台稼働中ということは確認しておりますので、担当課において適切にメンテナンスしていると承知しております。ほとんどが修繕費という形で対応しているというふうに承っております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） 部長の担当する課で、じゃあ各課はちょっと今分からないと言われるんだったら、部長が担当する課はどのようなメンテを。ちなみに私のところは年

間 1 万 5, 0 0 0 円です、メンテは。ということで今つけております、地区で。

この 4 8 1 台、おかしいですよ、各課で担当しているというのは私はおかしいと思う。じゃあ部長が担当している所管は何台、幾らぐらいかかっているか、教えてください。

○議長（安村 政治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（亀井 幸一君） お答えします。

私の所管しておりますのが、環境政策課が 6 台、それから市民課が 2 台、クリーンセンターが 1 2 台という形で、合計 2 0 台でございます。それぞれ課のほうでメンテナンスしておるんですけど、先ほど申し上げたように修繕費という形で、毎年決まったメンテナンスしているわけじゃなくて、修繕費という形でちょっと不具合が出れば直すという形で、この 3 課については対応しておって、現在稼働させております。

○議長（安村 政治君） 2 3 番、三原議員。

○2 3 番（三原 昭治君） やってないでしょう、メンテは恐らく。今、修繕費と言われましたが、壊れないとやらないということですよ。その壊れているか、壊れてないという確認をされているのかと聞きたいんですけども、いいですよ、これ以上質問はいたしません。もう一度、再確認してください。

それと、4 8 1 台、予算書を見ても、修繕費というのが私はどこにあるか、よく分からない。メンテは全くない。つけたら、つけっ放しという形に私は思えて仕方ありません。まだほかにも具体的にいろんなことを私は聞いておりますが、これはここでは言いません。しっかりそういう部分をやって、私はこの質問で何が言いたいかというと、中心市街地ばかり手を入れるのではなくて、周辺地域もきちんとやはり目を向ける。約 1 8 9 . 3 7 平方キロメートルのエリアの中で生活される方は、全員市民です。中心市街地だけが市民ではありません。いろんな形で、やはりそういうところはちゃんと目を向けてもらいたいと思います。

最後になりますが、市民の命が第一と心強い言葉を発せられる市長の言葉に市民は大変頼もしく思っておりますが、この今の質問、答弁を聞かれて、まだまだ防犯対策は足りないと多分思われたに違いありません。思われなかったら、再度また質問、何回も私は質問したいと思いますが、今のこの質問を受けて、防犯対策に取り組む——たしか防災対策では市民の命を守るのが私の責務と強く言われました。防犯対策に対する思いを最後に述べてください。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） いろいろ御質問いただきまして、ありがとうございます。

このたびの質問は、最近のトクリュウとかの事件が多いということでされているんだと

思います。私は、市民の皆様の命が第一ということを申し上げております。一方で、自ら守るということも言っております。それで、市内全体189平方キロメートルとおっしゃいましたけれども、その中で、防府全体で防犯対策をどうするか、防府のまちの防犯対策をどうするかということで、防犯カメラもありました。いろんな講話もあります。トータルで、また市民の皆様にもしっかりと自らのことは自らということで、行政と市民の皆様が一緒になった防犯対策、市全体の防犯対策ということで大きい視野で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安村 政治君） 23番、三原議員。

○23番（三原 昭治君） ありがとうございます。

大きい視野できめ細かく対策、対応していただきたいということを強く申し述べて、私の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 以上で、23番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時25分まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午後0時22分 休憩

午後1時25分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、宮元議員から去る7月3日の一般質問における発言を訂正したい旨の申出がございましたので、これを許可します。2番、宮元議員。

○2番（宮元 照美君） 去る7月3日の私の一般質問の中で訂正を要する箇所がございました。お手元に配付のとおりでございます。おわびを申し上げます。訂正させていただきます。

以上でございます。失礼いたします。

○議長（安村 政治君） それでは、一般質問を続行いたします。

次は、9番、上野議員。

〔9番 上野 忠彦君 登壇〕

○9番（上野 忠彦君） 会派「自由民主党」、上野忠彦です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の課題でございますが、有害鳥獣の捕獲対策の促進について。

近年、気候変動などの影響により鳥獣の生息域も変化してきており、東北地方を中心に全国的に町なかへのツキノワグマの出没による被害が話題となっています。防府市においても、今年度2件の熊のような動物の目撃情報があったとお聞きしています。

そうした中、ツキノワグマのような大型の動物ではありませんが、市内では小型のアナグマや外来種であるヌートリアやアライグマの目撃情報を耳にしています。

新田地域では、令和6年度以降、アナグマと思われる有害鳥獣が空き家に住みついたり、庭先の果実を食べに現れたりする事例が確認されており、捕獲について所管の農林水産振興課に相談している状況です。

令和6年度には、私の所属する自治会で柿の木がある庭先に設置した箱わなにより2匹を捕獲しましたが、1匹は取り逃がしました。令和7年度には、ふんが確認された隣接地の畑に箱わなを設置したものの捕獲には至らず、賃借期限である60日が経過しました。令和8年度には、以前から目撃されていたヌートリア1匹を同様に箱わなで捕獲しています。しかしながら、6月には直線距離で500メートル以上離れた場所の側溝内でアナグマが目撃されたため、箱わなによる捕獲を試みていますが、現在も捕獲には至っていません。

さて、防府市では、令和5年度に鳥獣被害防止計画（令和6年度から令和8年度）を策定され、対象鳥獣による被害の現状、令和2年度から令和4年度の捕獲状況、計画期間内の捕獲計画を示した上で被害防止に取り組んでおられることに感謝申し上げます。

そこで、同計画の執行状況について伺います。

まず、新田地域でも出没が確認されているアナグマ、ヌートリア、アライグマについて、令和5年度から令和7年度までの捕獲数をお示しく下さい。

また、同計画では、鳥獣の捕獲体制として有害鳥獣捕獲隊と市職員で構成する有害鳥獣被害防止対策実施隊が示されています。実施隊は、住民からの有害鳥獣に関する相談や捕獲を行うとされていますが、実際には箱わなの貸出しと捕獲後の処分が中心であり、箱わなの借入れ、返却、捕獲後の搬送は申請者が担っています。捕獲後に箱わなを自家用車で搬送することは容易ではなく、捕獲後の箱わなの回収を実施隊で行うことはできないのでしょうか。

2点目として、この防止計画が最終年度を迎えるに当たり、前年度までの執行状況を踏まえ、今後どのように対策を促進していくのかについてもお示しく下さい。

以上の2点について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 9番、上野議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

〔産業振興部長 齊藤 忍君 登壇〕

○産業振興部長（齊藤 忍君） 上野議員の有害鳥獣の捕獲対策の促進についての御質問にお答えいたします。

1点目の鳥獣被害防止計画の執行状況についてです。

本市では、防府市鳥獣被害防止計画において、イノシシ、タヌキなど8種を捕獲対象鳥獣として定め、防府猟友会や防府警察署など関係機関と連携を図り、鳥獣による農林水産物や生活環境への被害の防止に取り組んでおります。

議員お尋ねの捕獲対象鳥獣であるアナグマ、ヌートリア、アライグマにつきましては、猟友会会員で編成する有害鳥獣捕獲隊と市職員で編成する有害鳥獣被害防止対策実施隊が捕獲を実施しております。また、近年、住宅地での生活環境被害が発生していることから、市では小型箱わなの貸出しを行っており、市民の方による自宅敷地などでの捕獲も行われております。

その捕獲実績につきましては、市民の方の捕獲も含め、アナグマが令和5年度に19頭、令和6年度に30頭、令和7年度に29頭の合計78頭。また、ヌートリアが令和5年度に79頭、令和6年度に43頭、令和7年度に14頭の合計136頭。そしてアライグマが令和5年度に24頭、令和6年度に38頭、令和7年度に28頭の合計90頭となっております。

現在、市民の方へ小型箱わなを貸し出すに当たっては、車をお持ちでない方や体の不自由な方については、市職員が運搬や設置を行っているところでございます。お尋ねの箱わなの回収につきましても、中山間地域から市街地へと生息域が広がる中で、市民の方は箱わなや鳥獣の取扱いに不慣れなことから、申出があれば捕獲後の箱わなの回収にも対応してまいります。

次に、2点目の今後の被害防止対策の促進についてです。

被害防止計画の最終年度となる今年度におきましても、農林水産物、生活環境への被害を可能な限り防止できるよう、引き続き猟友会など関係機関と連携を図り、山間部におけるイノシシなど対象鳥獣の捕獲を実施してまいります。

また、生息範囲を広げるヌートリア、アライグマに対応するため、市職員の狩猟免許取得者数を現在の3名からさらに増員するとともに、職員自身がこれまで以上に箱わなによる捕獲技術を身につけ、捕獲体制の強化を図ってまいります。

今後も防府猟友会や防府警察署と連携を図り、市民の方の御協力も得ながら、より一層の被害防止に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 9番、上野議員。

○9番（上野 忠彦君） 2点につきまして、執行部から真摯な御回答いただき誠にありがとうございました。捕獲数につきましては、個人的には大変多い数だなというふうに感じております。

令和4年度から令和6年度まで、先輩議員方がこの問題について質問されていますが、答弁内容が実態として進展しているとは感じられません。中山間地だけでなく海岸に近い地域でも有害鳥獣が見られるようになっており、新たな施策が必要だと考えます。

そこで、次のとおり提案いたします。

捕獲には専門的な知識と経験が必要です。基礎知識のない市民が箱わなを設置しても捕獲は容易ではなく、専門業者による捕獲を検討すべき時期に来ていると考えます。

今後、自治会が捕獲を発注せざるを得ない状況も想定されることから、助成金の創設についてぜひ御検討をいただきたいと考えます。また、鳥獣被害防止計画に記載されています、ヌートリア、アライグマ捕獲従事者養成講習会の実施を要望して終わりたいと思います。

それでは、次の項目について質問を続けさせていただきます。

2項目めは、中・高校生の学習スペースの利用促進についてです。

最近、地域活動でルルサスを利用した際や議員活動で市庁舎を訪れた際、オープンスペースで学習に励む学生の姿をよく見かけます。図書館に隣接するルルサス文化センター本館のオープンスペースや南館の交流室、市庁舎8階及び1階フロアの一部、本庁舎と福祉棟を結ぶオープンデッキは一般に開放されています。保護者が不在の自宅で友人と勉強するよりも、飲食可能なオープンスペースで友人と学習や交流を行うことは、中・高校生にとって有意義な学習環境となり、市有施設の有効活用としても意義があると考えます。

先日訪問した周南市学び・交流プラザは、多目的ホール、交流アリーナ、武道場、図書館、各種交流室などを備え、講義や教室、自主学習、スポーツまでの幅広く利用できる生涯学習の拠点施設です。学び、交流、発揮の3つの場を提供し、集い、学び、育む、人とまちの創造拠点として運営されています。出入口から続くエントランスや交流アリーナ前の通路には机と椅子が設置され、オープンスペースとして有効に活用されています。

防府市では、今年度から中学校の部活動が地域クラブへと完全移行いたしました。しかし、囲碁、将棋、写真、生物の育成などの活動や指導者のいないスポーツ活動を希望する中学生は、放課後をどこで過ごせばよいのでしょうか。授業後に教室が閉鎖されれば、そうした生徒たちの居場所や活動の機会がどのように確保されているのか、どこで過ごしているのかを心配しているところです。居場所を必要とする中学生にとって、公共施設は無料または低料金で利用でき、大人の目も届くため、適切な居場所になり得ると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

1点目は、ルルサス文化センター本館や市庁舎のオープンスペースについて、中・高校生の学習スペースとしての利用状況をお示しくください。

また、地域クラブへ移行時の部活動と比べて、地域クラブの加入者が少なくなり、居場所づくりが必要とされていると考えますが、市内の全中学生のうち地域クラブに所属している生徒の割合をお示してください。

2点目は、公民館などの市有施設を含め、ロビー等を学習スペースとして活用する今後の可能性についても伺います。

以上の2点について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上野議員の中・高校生の学習スペースの利用促進についての2点の御質問にお答えいたします。

私は防府で育つ子どもたちが、夢や希望を育みながら健やかに成長できるよう、こども視点に立った取組を進めており、安心して学習できる環境の確保が重要であると考えております。

まず、1点目のルルサス文化センターや市庁舎のオープンスペースにおける中・高校生の利用状況についてです。

議員御案内のルルサス文化センターは、まちなかの生涯学習・交流拠点として位置づけられており、多様な学習ニーズに対応した施設で、オープンスペースを備え、土日も含め日中は一般開放いたしております。特に午後4時から午後7時までの間は、オープンスペースや交流室の一部を高校生等専用の学習室としており、試験期間中にはルルサス防府3階にあります防府図書館と同様、満席になる日が続くなど、多くの学生に御利用いただいております、まちの活性化にもつながっております。

昨年度の高校生等専用の学習室の利用者数は2,202人で、オープンスペースの利用者数は一般の人も含め5,117人となっております。

また、市庁舎は展望回廊や福祉棟の多目的スペースを整備し、市民の皆様が気軽に訪れることができる交流、憩いの場となっております。利用される方の中には中・高校生も多く、本館8階のオープンスペースなどを学習のために利用されています。展望回廊から見る防府の景色を見る中で、防府の未来や自分の将来に思いをはせ、様々な夢や目標を持ってチャレンジしてもらいたいと思っております。

4月から完全実施となった地域クラブには、約半数のこどもが参加しており、それぞれの夢に向かっていきます。こどもたちは移動に時間がかかる課題はありますが、本当に好きなクラブを選んで参加できるというメリットがあり、生き生きと活動しています。また、地域の中へ活動の場を広げ、公民館で行われている様々な市民教養講座やサークル活動に、

大人や地域の人と一緒に参加しているこどもたちもいます。

次に、２点目の公民館等の市所有施設の学習スペースとしての活用についてです。

本市では、地域のまちづくりの拠点である公民館を全ての地域で存続させる方針を掲げております。先ほど申し上げましたように、公民館での活動に参加しているこどもたちもいます。公民館のロビー等には、現在、涼み処としてオープンスペースを設置しておりますので、今後はこどもたちの学習スペースとしても活用していただきたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ９番、上野議員。

○９番（上野 忠彦君） 前向きな御答弁をありがとうございました。新聞報道によりますと、政府が近く改定する孤独・孤立対策の重点計画案では、昨年の小・中・高生の自殺者数が５３８人に上り、前年より９人増えて過去最多となったことを受け、自殺のリスクが高いこどもや若者を危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげると明記しています。この重点計画は、孤独・孤立対策推進法に基づき、２０２４年に策定されたものです。

また、相談体制の整備については、生成ＡＩがこどもを含む国民生活に深く浸透し、相談の第一段階として利用されるケースが増えているとされています。今後は、ＡＩを利用する方を適切な相談窓口へ確実につなぐことが重要です。

また、この重点計画の中では、人と人のつながりを生むための場として、都市公園、自然公園や博物館、公民館、図書館等の社会教育施設等を活用することが提示されています。オープンスペースの利用促進が、直ちに自殺予防につながるわけではありませんが、友人や地域、市民とのつながりを育む一助となることを願っております。

２項目とも執行部の真摯な御回答をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を全て終了させていただきます。

○議長（安村 政治君） 以上で、９番、上野議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、６番、田中健次議員。

〔６番 田中 健次君 登壇〕

○６番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。今回ちょっと多めの４点にわたって質問をさせていただきます。

質問の第１は、地域クラブ活動についてであります。

地域クラブ活動については、部活動の地域移行と言っていたときを含め、これで４回目の質問となります。これまでの質問と重なるところがありますが、仄聞する様々な状況からは、まだ課題があると考えており、現状を明らかにする意味で今回も質問をさせていた

できます。

1 つ目の質問ですが、地域クラブなどへの参加はどういった状況かということでありま
す。地域クラブへの参加は、スポーツ系、文化系でどのような状況でしょうか。また、地
域クラブとは別に、公民館の講座・サークルでも中学生を受け入れるという形で進められ
ており、こちらへの参加状況はどうなっておるでしょうか。さらに、民間のスポーツクラ
ブに参加している生徒もいると聞いています。市教育委員会でどの程度把握しているのか
お伺いしたいと思います。

2 つ目の質問は、地域クラブ活動の活動場所への移動は、どのような状況であるかにつ
いてであります。

公共交通機関の利用者には補助をするということで、その申請者の集計も既にされてい
ると思います。3 台の送迎バスの利用者の集計もされていると思います。どのような状況
でしょうか。また、移動する必要がある、在籍している中学校でこの地域クラブ活動をし
ている生徒の人数もお伺いしたいと思います。

3 つ目の質問は、前回の質問の際にも提案させていただいたことが含まれておりますが、
障害のある生徒や運動が苦手な生徒が参加できるクラブを整備すること。また、新たな提
案として、ボランティア活動的なクラブについても検討すべきではないかと思いますが、
いかがでしょうか。

4 つ目の質問は、部活動の課題を明らかにするため、生徒のアンケート調査が必要では
ないかと思いますが、この点についていかがお考えでしょうか。

以上、前向きな答弁を期待しております。

○議長（安村 政治君） 6 番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

〔教育部長 伊藤 忍君 登壇〕

○教育部長（伊藤 忍君） 田中健次議員の地域クラブ活動についての 4 点の御質問に
お答えいたします。

議員におかれましては、図書館クラブの代表者として、こどもたちに学習の場、活動の
場を提供していただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

まず、1 点目の地域クラブなどへの参加状況についてです。

現在、スポーツ 26 団体に 1, 200 人、文化芸術 15 団体に約 300 人、合計約 1,
500 人の生徒が参加しており、加入率は約 5 割となっております。また、公民館等では
25 の講座・サークル活動で中学生の参加を受け付けており、6 月時点では 36 人が参加
をしております。

令和 8 年 1 月に行った中学 1・2 年生を対象にしたアンケートでは、地域クラブに所属

していないと回答した 709 人のうち、166 人が地域クラブ以外でスポーツ・文化活動をしているとの回答でございました。

次に、2 点目の生徒の移動状況についてです。

本市では、地域クラブ活動に参加する生徒への移動支援として、公共交通機関を利用した場合の費用の補助やマイクロバス 3 台による無料送迎を行っております。公共交通機関の費用の補助につきましては、昨年度 14 人に交付を行いました。今年度は 6 月時点で 33 人が申請をされております。送迎バスにつきましては、6 月時点で 88 人が利用登録をされております。

なお、在籍している中学校で地域クラブの活動を行っている、いわゆる移動が必要のない生徒数ですが、これも 6 月時点ですけれども、約 700 人いらっしゃいます。

次に、3 点目の障害のある生徒や運動が苦手な生徒が参加できるクラブやボランティアクラブを整備すべきではないかについてでございます。

本市の地域クラブにおいては、指導者が生徒一人ひとりの状況に配慮しながら受け入れていただいているところです。市教育委員会といたしましても、なるべく多くの生徒がそれぞれの特性や興味、関心に応じて活動に参加できることが望ましいと考えております。

今後も生徒や保護者の意見もお聴きしながら、幅広い選択肢を生徒に提供できるよう、学校を含む各関係団体に働きかけてまいります。

最後に、4 点目の課題を明らかにするためのアンケート調査についてでございます。

市教育委員会では、先ほど申し上げましたとおり、令和 8 年 1 月に中学校の 1・2 年生を対象としたアンケート調査を実施いたしました。調査の結果、地域クラブに所属している生徒のうち、地域クラブは楽しい、指導者は分かりやすく教えてくれる、仲間と楽しく活動できているとの回答が 8 割を超えており、多くの生徒が地域クラブ活動を前向きに受け止めていることが確認できました。一方で、1 月の調査の時点では、移動、送迎や活動時間あるいは費用の点から、地域クラブに加入していないとの回答もございました。

今月末には、実際に活動している地域クラブ担当者等で構成されます、地域クラブ活動推進協議会を新たに開催いたします。会議の中で様々な御意見をいただきながら、今後の地域クラブのよりよい在り方を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 6 番、田中健次議員。

○6 番（田中 健次君） 数字などいろいろと細かく御回答いただきまして、ありがとうございます。ちょっと分からない点もありますので、その点については後でまた再度お聞きしたいと思います。

今回の議会ひっくるめて、改選後7回目の議会になろうと思います。最初の年が12月議会、昨年は4回、そして今年になって2回ですから、そのうち実に私4回、この件について質問をしています、やっぱり今大きな学校関係者といいますか、生徒ですね、中学生にとって大きな節目だろうと思います。そういう意味で、私のところにもいろいろ御意見があったりするので、こういう形で質問をしています。

それで、参加状況について約5割というような形で御説明がございました。この点について、教育委員会とすれば、これは多いというふうに考えているのか、それとも少ないというのか。ちょっとこの辺の評価といいますか、最後アンケートの中で移動だとか送迎だとか、費用の面で参加しにくいというようなアンケートの結果もあるということですが、やはりこれはある程度高めていくような、幅を広げてですね、あるいは参加しやすい条件をつくる中ではないかと思いますが、この辺について、教育委員会の内部でどのように評価されているのか、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

前、学校でやっていたときの部活の加入率が、文化系も入れて8割ぐらいございました。今回地域クラブということで、本当にやりたいものをやりたいところに行くものとしての5割を高いか低いかということですが、すみません、うちの中での協議で完全な答えではないんですけど、私の感じとしてはちょっと低いなどは考えています。ただ、これが前回学校でやっていたほどの8割にいくかといったら、そこまではないと思っておりまして、今実際にまだまだ活動の場としていろんなところに相談しているところですので、活動の場をもう少し増やしていけば、もう少し活動するこどもたちが増えるんじゃないかという考えを持っております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） そういった問題意識を教育長が持たれて取り組まれていくということであれば、その点はよしとします。

それで一つは、公民館等でも人数は36人ということですから、地域クラブと比べれば遥かに少ない人数ではありますが、それなりの生徒さんがそこにも行く。それから、アンケートで地域クラブに所属していない709人のうち166人がほかのところで活動されているということですので、実質の参加は5割よりもうちょっと増える、6割まではいかないにしても、6割弱、五十何%ぐらいまでいくのかなというふうに考えております。所属していない方が709人というのは、5割ということではいくと少ないような気もす

るんですが、アンケートの母数はどれぐらいになるわけですかね。普通、私1学年1,000人弱だと思ってたんですが。ちょっとその辺についてもう少し詳しい数字を教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（伊藤 忍君） お答えいたします。

今の令和8年1月のアンケートですが、母数というか、対象が中学校1・2年生でございましたので、約2,000人程度とさせていただければと思います。

なお、アンケート回収率は100%より少し低いということも申し添えておきます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 分かりました。それから、公共交通機関とかバスの関係ですけれども、この辺で5月25日からですかね始められて、まだ1か月半ぐらい、1か月半もたっていないですかね、1か月と少したってる状況ですが、その中で改善要望だとかそういうものが出されておるのでしょうか。利用しにくいだとか、そういうことについての御意見が寄せられておればちょっと教えてください。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

こちらのほうで要望を求めたわけではないんですけど、バスに私も乗りましたし、運転手さんとも話した中で、バスの乗り降りする場所について、もう少し何とかならないかということは聞いております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 分かりました。ぜひそういった要望にきめ細かく、箇所があんまり増えても難しいのかもしれませんが、柔軟に対応いただくようにお願いします。

それから、3つ目の前の質問のときには、緩いクラブという言い方をしましたが、こういったもの。それから、先ほど上野議員から囲碁、将棋、カメラというような言葉も出ましたけれども、こういったことも公民館の講座の中ではカバーできるものがあるのかもしれませんが、そういったこと。それから、今回私が先ほど申し上げたボランティア的なものですね。私が卒業した高校には、これは県外ですけれども、青少年赤十字というのがクラブ活動としてありました。それから、これは今市内の小学校で8校、中学校で5校が青少年赤十字、山口の日赤に登録しているのか、届け出ているかがあります。それから、市内の3つの高校には、これはロータリークラブとの関係があるわけで難しいのか

もしれませんが、インターアクトクラブという、かなりボランティア的なそういったクラブもございます。そういったこととの連携だとか、そういったことも今後の課題として、ぜひ検討していただきたいということを申し上げておきます。

最後に、アンケート調査ですが、移動だとか送迎だとか費用の面で参加しにくいというようなそういったアンケートの結果もあったということですが、それがやっぱり一つの課題だろうと思うんですね。これについてももう少し詳しく述べていただければ、これについてお願いしたいのですが。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

1月の調査の時点でのことで、まだ完全なバスの運行であったりとか、まだクラブのほうでのどのぐらい費用がということがはっきりしない部分もあったんですけど、そういったところに不安を持ってる声があったということでこちらも認識しておるんで、これからバス運行が始まってクラブが動き出した時点で、またどういった意見というか、そういう思いがあるかというのを今後調査してまいりたいと思っております。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 分かりました。教育長も今の参加率が必ずしも十分なものではないという認識をお持ちの中で、やはりどういうところに課題があるのか。やはりこれはアンケートだとか、そういう形でつかむ、あるいは実際バスに乗られて、そういう努力もされているということは敬意を表しますが、そういうことの中でしかできないと思いますので、引き続いてこういう形のものを前に進めるために、アンケートのようなものは必要だと思いますので、早急に取り組んでいただきたいということをお願いをしたいと思います。

この問題、まだいろいろと細かな数字もちょっとお聞きしたいので、場合によったら付託案件以外の質疑ということで、委員会でお聞きすることになるかもしれません。

続いて、質問の第2に移らせていただきます。

質問の第2は、鉛製給水管の撤去についてであります。

鉛製給水管は、管内にさびが発生しないこと、また柔軟性に富んでいることなどの理由から、1980年代まで全国的に使用されてきました。しかし、鉛による慢性毒性のため、国は段階的に水道水質基準を強化し、2004年（平成16年）に策定した国の水道ビジョンでは、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げて取組を進めてきました。

しかし、鉛製給水管は減少しているものの、減少の仕方は鈍くなっており、国土交通省は今年1月に、今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針を策定されました。

その内容は、1、立入検査による計画策定の指導、2、鉛製給水管に関する広報強化、

3、残存件数や推移の見える化、4、鉛管の利用を停止した年度を公表、5、布設替えに関する手引の改定、6、家屋の建替え時等の鉛管更新となっています。

防府市の状況は、国が公表したデータによれば、1971年に鉛製給水管の利用を停止し、県内では比較的早い時期に停止されています。

また、2010年（平成22年）に策定した防府市水道ビジョンでは、鉛製給水管の総延長を5年後に半減を目標と記され、2020年（令和2年）8月に公表された水道ビジョン検証報告によりますと、鉛管の残りが平成21年の4.3キロメートルから平成26年の2.3キロメートル、令和元年の1.3キロメートルと5年ごとに5割弱減らされておりますが、2020年（令和2年）に策定された上下水道ビジョンでは、この鉛管については何も触れられていませんので、現状がどうなっているのか分かりません。

次に、市民への広報は、かなり以前には、市広報で古い建物では鉛製給水管が使用されている可能性があり、朝一番の水は飲み水以外にお使いくださいとして、バケツ1杯程度約10リットルの水を飲み水や炊事に使わないように広報されていたように記憶していますが、こうした記事を最近では見ません。

そこで、1つ目の質問は、防府市の状況はどうなっているのか。現状と市の対応方針をお聞きます。

2つ目の質問は、新聞報道などによれば、邸内の鉛製給水管の交換に対して、補助制度を設けている自治体もあるようです。防府市として鉛製給水管を早期に撤去するため補助制度を検討すべきではないかと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 白井 智浩君 登壇〕

○上下水道事業管理者（白井 智浩君） 田中健次議員の鉛製給水管の撤去についての2点の御質問にお答えします。

まず、1点目の防府市における鉛製給水管の状況についてです。

議員御案内のとおり、鉛製の給水管につきましては、かつては水道の給水管の材料として、昭和の終わり頃まで全国的に使用されておりました。しかしながら、長期間にわたり鉛を摂取した場合の健康への影響が懸念されたことから、平成元年に国からの通知において、新設する給水管には、鉛が溶出しない材料を使用することや、水道管の更新に併せて、付随する鉛製給水管の取替えに努めることなどが示され、その後、段階的に鉛に対する水質基準が強化されました。さらに、平成16年には鉛製給水管をできるだけ早期に解消する方針が国から示されております。

本市におきましては、かつては道路に布設された水道管から宅地内の水道メーターまで

の給水管の一部に鉛管を使用しておりましたが、漏水防止等の観点から、昭和46年に新規の使用を停止しております。また、メーターから建物内までの給水管につきましては、それ以前から指定部材として鉛管の使用を認めておらず、水道台帳上におきましても鉛管が使用されていないことを確認しております。

こうした中で、国の方針に基づき、平成22年3月に策定した防府市水道ビジョンにおいて、鉛製給水管の総延長を5年間で半減させていくことを目標に掲げ、取組を実施してきたところでございます。

具体的には、道路に布設された水道管の更新工事等に併せ、水道管から宅地内に引き込まれている鉛製給水管について、上下水道局において取替えを進めるとともに、メーター周りの漏水修繕などの際に併せての取替えを進めてまいりました。これらに加え、メーターの交換などの機会も活用し、鉛製給水管の取替えを実施してきた結果、今年度中に全ての取替えが完了する予定でございます。

次に、2点目の邸内の鉛製給水管の交換に対して、補助制度を検討すべきではないかの御質問についてです。

他都市においては、道路に布設された水道管からメーターまでの給水管の全部または一部について、お客様の負担で取替え工事をお願いし、その費用の一部を助成する制度を設けている事例がございます。

本市におきましては、上下水道局の負担により鉛製給水管の取替えを進めており、今年度中に全ての取替えが完了する予定であることから、このような支援の必要はございません。

今後とも安全で安心な水道水を供給できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 分かりました。水道ビジョンにはいろいろと鉛製給水管についての記載があって、最終的に1.3キロというのが、令和元年度、1.3キロであって、これがどうなっているのか、上下水道ビジョンに何も記載がなくて、中間年の検証についても、それが何も触れてない。そういった中で、最近新聞報道で盛んに鉛製給水管の問題が出ておりますので、今回お聞きしましたところ、本年度中に完了するということで安心をいたしました。

実は私、令和2年の水道の決算特別委員会のときでもこの質問をしておって、そのときに残っているのは水道メーターの周りだけだと、それがあのお宅についてもですね。ということで、それぐらいであれば安心しましたと、そのときに会議録を見たらそういうふ

うに言っとするので、そういうことからいけば今回の質問は余計な質問だったかもしれませんが。そういう形で、本年度中に完了というはっきりした答弁をいただいたことに感謝申し上げます。

全国的に見ると、まだ残っているような自治体もあって、やっぱりバケツ 1 杯ぐらいの水は、飲み物だとか炊事に使わないでくださいと、そういうふうにいまだにホームページに載せている自治体もありますので、ぜひ御理解願いたいと思います。

それでは、2 番目が速やかに済みましたので、3 番目の質問に入りたいと思います。

質問の第 3 は、小・中学校での生成 A I の利活用についてであります。

今年度から実施する第 3 次防府市教育振興計画において、教育 D X の推進として、学習指導において生成 A I を適切に運用するという記載があります。

この 6 月下旬に見た新聞記事ですが、外国の例で恐縮ですが、ノルウェーで小学校で生成 A I を使うことを原則禁止する方針というものがありません。ノルウェーは教育のデジタル化が世界で最も進んだ国の一つとされていますが、学力低下を防ぐための措置としています。同様な指摘は以前からあり、生成 A I は答えはすぐに分かるが、頭に何も残らない。思考力に悪影響が懸念されるとの指摘もあります。

市教育委員会は、児童・生徒が生成 A I を利用することを考えられているように見受けられますが、どのような形で進められるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 田中健次議員の小・中学校での生成 A I の利活用についてお答えします。

私は、本市の教育振興基本計画に掲げる未来社会を見据え、たくましく生き抜く人材の育成に向け、こどもたちがデジタル機器を効果的に活用する力を育むことが重要であると考えます。

現在、本市では、令和 2 年度に他市に先駆けて 1 人 1 台のタブレット端末を配備し、つながる・広がる・深まる防府スタイルの学びを軸に、個別最適な学びや協働的な学びを推進してまいりました。

生成 A I につきましても、第 3 次計画の教育 D X の推進に基づき、児童・生徒が学習において生成 A I を適切に活用することができるよう、具体的な指導法や活用場面の周知を図っているところです。

現在、防府市では、2 種類の生成 A I を用いたアプリを運用しております。

1 点目は、令和 7 年度から中学生を対象に、県の事業として試験導入されたスタディオ

ケットです。これは、直接的な答えを提示するのではなく、解き方のヒントを教えたり、類題を作成したりすることができます。そのことにより、授業や家庭学習での活用が広がり、スタディポケットに解き方を教えてもらったらく分かった、同じような問題を練習して理解が深まったといった生徒の声も上がっていることから、今年度は本市で予算化し、本格的に導入をいたしました。

2点目は、小学校4年生から中学校3年生を対象に、今年度新たに山口県全体でテスト運用が開始されたやまプリC B Tです。タブレット端末で学習プリントに取り組みながら、生成A Iによる自動採点、ヒントの提示、類似問題の作成で学習をサポートします。

生成A Iを適切に利活用するためには、指導する教職員のスキル向上が不可欠です。そのため、本市独自のI C T活用教育研究プロジェクト、チームD A S Hに生成A Iの研究チームを編成し、効果的な活用に関する研究を進めており、今後は情報教育研修会等で実践事例の共有を図ってまいります。また、県教育委員会主催の研修会等への参加や教職員同士が実践事例を共有できるようにするなど、生成A Iの活用スキル向上に向けても取り組んでおります。

さらに、生成A Iを利活用する上での留意事項については、市教育委員会から令和7年10月に各小・中学校へ通知しており、個人情報には絶対に入力しない、事実かどうかを確認するといったルールを示し、正しい利用の仕方について指導しております。

今後は、文部科学省や県が作成したガイドラインを参考に、本市の実情に合わせたガイドラインを作成する予定です。

教育委員会といたしましては、議員御指摘の思考力への悪影響に十分配慮しながら、児童・生徒が生成A Iを有効に活用し、自ら問いを立てる力や適切に指示を出す力、情報を吟味する力の育成を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 少し古い新聞関係のネット掲載記事ですけれども、こんなことが出てます。自分で答えを考えず、A Iに頼る負の側面が浮かんだと。A Iについてですね。ある高校の先生ですけれども、英作文の宿題を出したところ、1年の男子生徒が本人のふだんの学力よりも高レベルの回答を提出したと。それで、不審に思った教諭が、その生徒にその場で同じ英作文を書くように求めたところ、C h a t G P Tの回答を丸写ししたことが判明したと。

こういう使い方は悪い例だろうと思うんですが、これは教育委員会がA Iを導入するしないにかかわらず、各家庭で親がパソコンを持っておれば、あるいは生徒さん自身が持つ

ておれば、生成ＡＩというものを使うことも可能になって、そういう形で使うことも、教育委員会が学校のタブレットで導入するいかんにかかわらず、こういった問題が出てくると思います。

そういった点では、一つは児童・生徒に対する情報モラル教育だとか、そういった情報教育というものが非常に大事になっていくのではないかと思います。情報といかに接していくかと。その辺について、先ほどの答弁の中でもうちょっと明確でなかったような気がします、その辺についてコメントがあれば。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

児童・生徒への情報モラル教育というか、情報活用能力をつけることについては、これまでもずっと取り組んでおりますし、学校の中でも問題にできています。また、今こうやって生成ＡＩが入ってきている状況なので、そういった研修についてもさらに充実を図っているところです。

また、先ほど申しましたが、教える立場である教職員のそういった理解を深めるために、本市のチームＤＡＳＨでいろんな研修をしながら、その好事例を横展開するという形で動いております。

以上です。

○議長（安村 政治君） ６番、田中健次議員。

○６番（田中 健次君） 先ほどの御答弁の中で、スタディポケットですか、令和７年度から県のそういったものを使って始められて、令和８年からは市がそれを予算化して進めるという形。あるいは、小学校と中学校で共通でやまプリＣＢＴですか、自動採点、採点をＡＩにさせるということのようですね。そういう形で始まったところですので、今後、いわゆる試行錯誤的に進められる部分があると思うんですが、様々な点でＡＩ導入については注意しなくちゃいけないということが、文科省のガイドラインでも示されております。

例えば文科省のガイドラインの、これは多分同じようなものを教育長も持っておられると思うんですが、文科省のガイドラインのこれは令和６年の１２月に作られたバージョン２という、初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドラインですが、その１８ページには、学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例、その中で利活用が考えられる例はいいんですが、不適切と考える例が何点か示されております。こういうものについて注意を払うことが大事だろうと思います。

それから、２５ページに、児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目というも

のが十数点示されております。その中で、例えば先ほど言われた個人情報の問題だとか、いろんなことが書いてありますが、こういった利活用する際のチェック項目、あるいは文科省のガイドラインでいけば、28ページに、学校現場において留意すべき代表的なリスクや懸念の例という形で、リスクや懸念の例について大きな7つの項目に関してそれぞれ注意が示してあります。こういったものについて、本市の中では、例えば今私が取り上げた3つの内容などについては、学校現場に注意を促すような形で指導されておるのかどうか。その点だけ確認の意味でお聞きをします。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 質問にお答えします。

令和6年の12月に、先ほどの議員が言われました文部科学省からガイドラインが出ております。それを受けて、令和7年の10月10日付で防府市教育委員会から各学校へ留意事項という文書を出しております。その中で3番として、文科省がガイドラインに示された以下の内容について十分理解した上で適切に御対応ください。先ほど言われた学習活動で利用する場面、17ページから20ページ、それから、児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目、25ページ、学校現場において留意すべき代表的なリスクや懸念の例、28ページ、ページ数もつけて学校のほうに通知をしております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 私が今お示しした25、28ページは、そのまま各学校に通知されており、また、私が18ページと言ったところは、17ページから20ページという形で、それを含んだ形で注意を促しているということであります。

そういった形で注意を促しておれば、それが本当にきちっと実践されていくのか。そういうこともまた教育委員会としてのチェックも必要なことであろうと思います。そういうふうに各学校に通知しただけではなくて、その通知がちゃんと生きているのか。そしてまた、その通知だけで十分なのかということも、学校の現場の中で注意しながら進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

1つだけ、これは参考の意見としてお聞きいただければと思いますが。

文部科学省が今、学習指導要領の次期の改定に向けて、いろんな形で研究会をされております。令和7年5月22日の教育課程企画特別部会、その中で論点資料の7というのが、これはほかのことで知ったんですが、質の高い探究的な学びの実現というような表題で、情報活用能力との一体的な充実という副題がついております。この中で、探究的な学びは、生成AIが苦手な部分と親和性があると。生成AIが苦手な部分というのは、探究的な学

びで補いなさいという意味だろうと思うんですが、要するに生成ＡＩが苦手な部分というのは、情熱・人としての意思、リーダーシップ、共感、五感を通した経験・判断、課題定義、ルール定義、倫理判断、社会・文化適合性判断、そして、ややＡＩにも多少そういうことができるということでいけば、作画、作詞・作曲、小説の執筆、ビジネス文章作成、プログラミング、対人コミュニケーション。ＡＩのほうは、どちらかといえば模倣、人間の能力のそういう人間的なものは、創造というふうな形で対立をさせておりますが、そういった見方もあるということのを頭の中にぜひ片隅に置いていただければというふうに思い、この質問を閉じたいと思います。

残り時間僅かになってまいりましたので、質問の４番目に移ります。

質問の第４は、高次脳機能障害者支援法についてです。

高次脳機能障害者支援法が昨年１２月に成立し、今年の４月１日から施行されました。高次脳機能障害とは、脳梗塞や脳出血などの病気または事故により脳が損傷を受けることで、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者は全国で約２３万人と推計されています。

高次脳機能障害は外見からは分かりにくく、本人も自覚していないことが多く、家族からも理解されにくい状況にあり、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えていると指摘されています。

そこで、高次脳機能障害への理解を促進すること、高次脳機能障害者の自立及び社会生活全般にわたる支援を医療・リハビリ、生活支援、社会参加支援の各段階で切れ目なく受けられるようにするため、この法律が議員立法されました。

防府市では２０１０年（平成２２年）１２月に市社会福祉協議会主催の障害者週間啓発セミナーにおいて、山口県身体障害者福祉センターの支援コーディネーターを講師にお招きし、知っておきたい脳の障害、高次脳機能障害の理解と支援方法についてと題する講演と、当事者と当事者の家族による発表がありましたが、その後はこれといった取組がなされていないようにも感じます。

最初に申し上げましたが、４月１日に法律の施行となり、防府市はどのような対応されてきたのか。また、今後どうされるのかについてお考えをお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の高次脳機能障害者支援法についての御質問にお答えいたします。

私は、障害のある人をはじめ市民全ての方が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりが重要であると考え、総合計画の重点プロジェクトに健やかな暮らしを支える福祉のまちづくりを掲げ、取組を進めております。

これまで、防府市コミュニケーション条例や手話言語条例を制定し、障害の特性に応じた意思疎通手段への理解促進を進めるとともに、農福連携をはじめとした障害のある方の活躍の場の創出などに取り組んでまいりました。

また、障害福祉施設の愛光園、大平園、なかよし園については、利用者の安全・安心や生活環境を改善するため、建て替えを進めているところでございます。

議員御紹介のとおり、高次脳機能障害は、脳卒中などの疾病の発症や事故などにより、脳が損傷を受けることで生じる記憶障害、注意障害や失語などの周りからは分かりにくい認知機能の障害で、日常生活に大きな支障をもたらすものでございます。

本年４月１日に施行された支援法は、高次脳機能障害が外形上判断しづらく、特性等の理解も進んでいないことから、その理解を促進させるとともに、当事者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を切れ目なく受けられるよう制定されたものでございます。

高次脳機能障害者への支援体制といたしましては、宇部市にあります県立こころの医療センターが高次脳機能障害支援センターとして、専門性の高い総合相談や専門医による高次脳機能外来、家族支援、理解促進のための普及啓発や相談支援人材育成等の業務を行っております。

また、本市では第五次防府市障害者福祉長期計画において、高次脳機能障害者への支援を位置づけ、専門の研修を受けた相談員が在籍する相談支援事業所等と連携し、当事者や御家族からの相談を受け付け、高次脳機能障害支援センターをはじめとする関係機関とともに当事者の生活や社会参加、また、その御家族に必要なサービスの提供を行ってまいりました。

さらに、本市におけます障害者相談支援の中核となる施設として、基幹相談支援センターを９月までには設置することとしております。これにより高次脳機能障害をはじめとする障害のある方への支援体制を強化するとともに、理解促進のための普及啓発等をこれまで以上に進めてまいります。

私は今後も、障害のある方、ない方、全ての市民の方が地域で共に生きる誰一人取り残さない社会の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ６番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございました。4つ目の質問を付け加えようかどうかと思っておりましたけども、市長に答弁の機会があるという結果になって、今回の質問項目は前から気になってたところを入れましたので、あまりそういうことを考えなかったですが、市長に御答弁いただく機会があってよかったと思っております。

高次脳機能障害については、ただ、市の段階で特に大きくこれをしなさいということが定められているわけではなくて、県にそういった相談機関をつくりなさいだとかいう形になっております。

そういう意味で、防府市がやれることというのはかなり限られておるのではないかと思います。そういう意味で、今後、理解を促進するということではなされておりました。

それで、例えば県立こころの医療センター、ここのホームページを見ると、高次脳機能障害とはという形でチラシのような形のものがホームページ上に示されております。こういったものを県からもらうのがいいのか、市で独自にそれを増刷するような形がいいのか分かりませんが、そういったものを相談窓口だとか、市民が目が届くところにぜひ広げていただきたいというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（永松 勉君） 答えいたします。

今、議員御提案の点につきましては、しっかり取り組んでまいりたいと思います。先ほど市長答弁申しましたように、9月末までには基幹相談支援センター等を設置する予定としておりますので、センターとも連携しながら、高次脳機能障害を含めて、それぞれの障害の特性とまたは配慮すべき事項等について、チラシを作成し配布したり、専門医の講習会をするなど、少し力を入れてまいりたいと考えております。また、市のホームページとか市広報等においても、そういった同様の周知も今後しっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 6番、田中健次議員。

○6番（田中 健次君） 私、高次脳機能障害ということについては、かなり以前に高所から落ちてけがをされた方が、この高次脳機能障害という形で、当時山口県には適切なそういった相談するところがないというので、当時は広島の方に通っていたと。それで、高速料金が割引にならないということで、その話で一番最初に関わりました。その少し後に、先ほど言いました、平成22年の障害者週間啓発セミナーの中で、ちょうどそのときに来られた支援コーディネーターの方にちょっと話をしたら、その方も当事者の方を御存

じで少し安心したことがあります。あまり知られていない障害でありますけれども、そしてまた分かりにくい障害でありますので、実際にそれに該当するのかどうかということが自信が持てないと。いろいろと具体的に現れる例として、主に４つのことを言われてます。記憶障害とか、注意障害とか、遂行機能障害とか——記憶障害なんていうのは、私も今自分が結構、しょっちゅう記憶障害で物忘れがひどくなることはあるんですが、そういうこととどれだけ区別がつくのか、つきにくいということもあります。ぜひ今後については理解を進めるような形の広報をしっかりとさせていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安村 政治君） 以上で、６番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、１５番、藤村議員。

〔１５番 藤村こずえ君 登壇〕

○１５番（藤村こずえ君） 会派「自由民主党」の藤村こずえです。１項目めは、本市における農業政策の推進と地域計画の具現化についてお伺いします。どうぞよろしくお願いいたします。

本年３月３１日、国から２０２５農林業センサスが発表されました。そのうち基幹的農業従事者については、まだ市町単位の最終数値は公表されてはいませんが、山口県は前回に比べて５，３５３人減少の１万１，２６０人と公表され、およそ３割を超える大幅な減少となっており、その減少率は、全国平均と比較してもペースが速い状況に私は大変な危機感を覚え驚いております。なぜなら、このことは、この先の５年後、１０年後の山口県内の農業を一体誰が担うのか。それは防府市も同様の推移をたどるものと懸念されるからです。

一方、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和６年度中に地域の話し合いをベースに進める地域農業の在り方や１０年後の農地利用の姿を明確に描く、地域農業の将来設計図とも言われる地域計画の策定が義務づけられ、防府市では１７地域の地域計画が策定され、５月２９日にホームページで公開されています。

令和７年度は、農地に関して、これまでの利用権設定が変更され、農地の貸し借りが農地バンク経由等に一本化されるなど、農地の賃貸借ルールの完全移行へ向けて実務での運用がスタートしました。そして、令和８年度はこうした動向を背景に、地域計画のブラッシュアップに努めていく年と伺っております。なぜなら、地域計画を作ってみたものの、将来の担い手が確保できている農地は全体の１割程度。どう進めていけば農地が守られ、担い手が農業を続けられるのか。全国の地域が頭を抱え、足踏みしている状況が浮き彫り

になったからです。

私は、令和 6 年 6 月議会の一般質問におきまして、農業界でよく言われる人、物、土地の再構築が待ったなしの喫緊の課題であると訴えてまいりました。本市の農業を将来にわたり次世代へと確実につないでいくためには、人イコール担い手、法人化を目指す人材、物イコール高収益作物、土地イコールほ場整備、これらを一体的に進めていくことが重要です。どれか一つ欠けても、これからの持続可能な農業を成り立たせることはできません。そして、地域計画の実現イコールほ場整備と言っても過言ではありません。

現在、本市には、ほ場整備において整備中の地区、事業採択済みの地区、そして事業採択を目指す地区があります。ここで、事業採択を目指す地区の一つである、令和 6 年 6 月議会で取り上げました植松地区のその後の取組を時系列を追って御紹介します。

私が初めて植松の農業を考える会に参加したのは、令和 4 年 2 月です。将来を案じた地元の方々が、これからの植松の農業について、市と県の御教授もいただくという趣旨で、農業委員や農家の方も交えた初めての協議会でした。その前には防府土地改良区が主体となって、全戸にアンケート調査を実施し、これからの地区の農業を守っていくためには、ほ場整備や組織化について検討を進めていく必要があるとの思いを関係者の皆様は共有しておられました。

そんな中、先発事例に倣い、まずは多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の環境を守りながら将来の姿に思いをはせようと、令和 5 年度には関係機関の御支援を受けながら、植松環境保全会が設立されました。

令和 6 年、この年の総会では、基盤整備事業の導入及び集落営農法人の設立に係る準備会の設置を承認され、さらに、農水省の農地中間管理事業の優良事例にもなっている地域まるっと中間管理方式の導入に向けて、県外先進地視察や勉強会を重ねておられます。地域の農地を集約し管理する新たな選択肢として、一般社団法人地域まるっと中間管理方式は、初日の石田議員の質問にもございましたが、早くに植松地区がこの組織形態に着目したのは、担い手と自作希望農家が共存でき、また、企業の参入もできるという点が、今の植松の状況と合致していたからです。

先週 4 日の午後、上右田地区ほ場整備推進協議会の主催による、その地域まるっと中間管理方式の生みの親である可知祐一郎先生を招聘しての勉強会に私も参加させていただきました。可知先生は、この方法はほ場整備と相性がいいとおっしゃっておられ、そこで改めて私は確信しました。

全国には 19 府県に 40 法人が設立されており、中国 5 県のうち山口県だけがまだチャレンジしていないシステムですが、私はぜひ農林業の知と技の拠点のある防府市で山口県

初の取組が行われることを期待しています。

話は戻りますが、要するに植松は農地を集積すれば、農業を仕事として取り組む人がいるということ。また、植松地区は防府市のブランド農産物であるコマツナの施設園芸を守りつつ、水稻との複合経営が行われています。しかし、現状の水田形態では作業効率にも限界があり、伝統あるコマツナ産地の維持・拡大には、ほ場整備が必要十分条件です。

コマツナ農家の方は、ほ場整備をすれば、その余剰労働力をもって今の30アールから100アールまで規模を拡大生産することができる。さらに、土地利用型農業と合わせ施設園芸を志す新規就農者の受皿にもなると確信しておられました。そうなれば、本市にある農大で学んだ学生が、本市の法人で就業する日も近いことでしょう。

このように植松に人、物、土地を当てはめれば、残るは土地。すなわちほ場整備を進めることだけです。

今年も総会に出席し、今現在の状況や現場の声を直接お聞きしました。まず、多面的機能支払交付金制度の取組の広がりをベースに、ほ場整備についても実施されるのであれば参加したいとの声が多いこと。植松のほ場整備計画範囲、いわゆる受益面積は70ヘクタールですが、そのうちの25ヘクタールについては、100%同意をいただいていること。また、直近では農林漁港整備課が山口農林水産事務所とのヒアリング結果を受け、今後は近隣地区に保全会の多面的取組をさらに広げるための同意に向け、およそ12ヘクタールの拡大に取り組まれていること。私は、地域の機運が着実に高まっていることを強く実感いたしました。

地元の方とのお話の中では、合意形成の御苦労なども伺いました。ほ場整備は単に農地を整備する事業ではありません。地域の将来を話し合い、時には意見の違いを乗り越えながら一人ひとりの理解を得ていく作業です。地権者の中には遠方にお住まいの方もおられます。役員の皆様を中心となって、遠方の方には返信用の同意書を添えたお手紙を書いたり、地元の方には何度も説明や協議、巡回、訪問を重ねたり、本当に丁寧に合意形成に取り組んでこられました。地域での協議、市との協議、説明会、勉強会と地域の方はそのたびにきちんと記録も取っておられましたので確認したところ、実に4年半で67回もの協議を重ねておられます。農作物相手のお仕事の合間を縫って、市からの宿題にも実直にお応えしてまいりました。私はそれらを拝聴し、植松地区のほ場整備に向けた取組と法人化に向けた歩みは、まさに地域計画のブラッシュアップの取組の一環として、市としてもどうにかして応えていくことが問われているのではないかと思います。

そこで、お尋ねをいたします。地域計画は作っただけでは絵に描いた餅です。真に実効性のあるものとするためには、生産効率を高めるほ場の整備を進めていく必要があります。

本市におけるほ場整備の進捗状況と、これからの進め方について御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） 15番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 藤村議員の防府市における農業政策の推進と地域計画の具現化についての御質問にお答えいたします。

私は市長就任以来、防府市が誇る佐波川とその流域に広がる農地を生かし、将来の山口県の農業を牽引する土地利用型農業の構築を目指しております。

本年1月に、県の農林業の知と技の拠点隣接地に移転した農業公社を中心に、新規就農希望者の雇用、育成と同時に、耕作放棄地の解消を行う土地利用型農業推進プロジェクトに全力で取り組んでいるところです。

先日、このプロジェクトの一環として、耕作放棄地であった植松の研修ほ場で、華城小学校5年生の児童が田植え体験を行いました。秋に収穫されるお米は、こどもたちの給食米となります。このこどもたちの中から将来の農業の担い手が誕生してほしいと願っております。

議員御案内の地域計画は、農地を次世代に引き継ぐために地域の話し合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化するものです。本市では、昨年3月に地域計画を策定いたしました。農業の担い手の減少が著しい中、この地域計画を実現するには、農地を担い手に集積し、経営規模の拡大を図ることが重要です。そのためには、ほ場整備が必要不可欠となります。総合計画においてもほ場整備の促進を掲げ、その整備に力を入れているところです。

こうした中、現在、防府市では、奈美地区、上右田南地区をはじめ、佐波川流域の9地区において、ほ場整備が実施または計画されるなど、県内でもトップレベルのほ場整備の取組が進んでおります。

本市のほ場整備は、県営土地改良事業として、県が事業主体となり、県が国の事業採択を受けて実施されています。現在、奈美地区においては、ほ場整備の工事が進められており、整備済みのほ場では営農が始まっております。

また、上右田南地区では、国の事業採択を受け、来年度からの工事着手に向け、実施設計が行われているところです。さらに、上右田北地区、上右田中地区及び玉祖地区においては、国の事業採択に向け、現在、県において事業計画書等の作成が進んでおります。こうした中、議員お示しの植松をはじめ、中山、真尾、小島川開作の各地区においては、ほ場整備の事業採択に向けて地元の合意形成が図られているところです。

本市では、ほ場整備を促進するに当たり、地元の負担を考え、国のほ場整備のメニューの中の、地元負担ゼロで実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業の採択を目指しております。通常のは場整備は、事業負担の割合は、国 50 %、県 30 %、市 12.5 %、地元 7.5 %ですが、この事業の負担割合は、国 62.5 %、県 30 %、市 7.5 %となっており、地元の負担はゼロとなります。市の負担は 5 %軽減、地元の負担は 7.5 %軽減してゼロになります。

一方で、国の事業採択までに計画区域全体が農振農用地であること、そして 100 %地元合意されていることが条件となります。このため、各地区においては、現在、地元の合意形成に向け、精力的に取り組んでおられるところです。

植松地区においては、令和 5 年度に設立されました、植松環境保全会を中心に、活動区域をさらに拡大することで、地元合意 100 %に向け取り組まれているところです。市としては、地元の合意形成がなされ、事業採択されることを期待し、また願っており、またいろいろと助言等していきたいと考えております。

市といたしましては、植松地区をはじめ全ての地区において、一日も早く 100 %合意達成され、国に事業採択されますよう、地元の取組を応援してまいります。

来月には農道牟礼小野線が開通します。これを追い風とし、佐波川流域のは場整備の一層の促進を図ってまいります。そして、大道地区のようにほ場整備を契機に集落営農法人が設立され、さらには複数の法人から成る連合体の形成につながることを期待しております。将来の山口県の農業を牽引する土地利用型農業の構築ができるよう、ほ場整備の一層の促進を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 15 番、藤村議員。

○15 番（藤村こずえ君） ほ場整備、なかなか事業採択に向けて難しいことではありますが、市長の前向きな御答弁が伺えて、地元の皆様も心強く思われていることと思います。ありがとうございます。

3 期目のスタートを切られた池田市政ですが、この 8 年、池田市長が就任されてから、目に見えてまちづくりは大きく着実に進んでまいりました。失礼ながらこれまで本市が力を入れていなかった農政の分野についても、市長の知見を生かされ、農林業の知と技の拠点の誘致、農業公社の活用、担い手の育成など、本市の強みを生かした産業力の強化の一端を担う農業政策にも光が当たっていることは、本市の農業に携わる皆様にとって大きな希望であり、これまでの市長の御尽力に深く敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この流れを止めることなく、ほ場整備に取り組む地区の思いをしっかりと受け止め、合意形成のできたところから次の具体的なステップである県への働きかけを進めるべきと考えます。

そこで、次のステップに進むために、3つの提案をさせていただきます。

まず、提案その1です。現在、事業採択を待っている地区が4つあります。それぞれの地区で課題が様々、何を基準にしたらいいのか分からない、地元の方が協議を重ね、おおむねほ場整備に理解が得られ、構想図を作ってほしいと市に協議に行くと、地元の熟度がねと言われるそうです。

では、その市がいう熟度とは何なのか。よくよくお聞きしますと、本市には、地元に対して地権者の95%の同意を求めています。しかし、この95%という数字は、県が求めている基準ではなく、本市のルールです。これを否定しているわけではありません。ほ場整備を実際にするときには、95どころか100%の同意は要るわけですから、初めからハードルを上げる気持ちも分かります。

しかし、本来構想図とは、集落内の話し合い活動を行うための基礎図面であり、ほ場整備後の地図を描き、それを持って地権者の皆様のところへ行行って、あなたの水田は将来このようになりますかと、具体的に同意をいただくための手段であるはずですが、それなのに、構想図を作る前の段階で100%に近い地権者の同意を持ってきてというのは、手段と目的を履き違えているのではないのでしょうか。構想図を作ってから事業採択をされるまでも長い年月がかかるというのに、その手前の白紙の状態ですでに足踏みをしていたら、一体何年かかるのでしょうか。

そこで、提案をいたします。その熟度を測る物差しをつくられてはいかがでしょうか。人、物、土地がどれだけ確保できているか数値化し、見える化するのです。具体的には、人なら担い手がいるか。法人化の動きはあるか。土地は、例えば受益面積に対し、多面的機能支払交付金制度に取り組む地域がおおむね8割を超えているか。物は高収益作物があるか。これらを数値化し熟度を比べ、熟度の高い、点数の高いところから順に県に申請すれば、公平で誰もが納得できる基準ですし、ほ場整備をするに当たっても、ただ土地だけ整備すればいいという話ではないので、将来は必ず人と物も必要になってくる条件なので、これをもって熟度の高まった地域から順番に、公平に、県へ申請をすべきであると考えます。

構想図は地域の本気度の象徴であり、一歩目を踏み出すためのツールです。しかし、これがないことにはスピード感はありません。私が最近持ち歩いている執行部からいただいた農地整備事業のすゝめ、この15、16ページのほ場整備着手までの主な流れ。この

中の早い段階で市町が主体となって作る構想図、この構想図を見ながら地域で話し合いをすれば説明しやすく、理解も深まり、同意も得やすいと思います。

何もない状態で地元の方だけで未来を語るのは限界があります。しかし、そんな状況の中でも、植松の方は受益面積70ヘクタールに対し、現行と次期対策と合わせて60ヘクタールに近い面積、実に8割強が多面的機能支払交付金制度に取り組もうとしています。こんなにも多くの同意が得られるのは、地元の信頼関係とお互いの深い絆、そして地域の農業を次の時代に必ずつなぐんだという強い危機感があったからこそです。構想図があれば、市が求める地権者95%の同意のスピードも早くなると思います。

ちなみに、このページの植松がクリアしているところに赤い丸をつけてみました。私が地元の取組を聞いて伺ってつけた丸ですので、多少違うところがあるかもしれませんが、おおむね地元でできることはしてきたと理解していただければと思います。赤い丸がついているところも行政のアドバイスを受けながらクリアしてきたところなので、行政とともに進めてきた結果ではありますが、市町が主体となりと書いてあるところなど、行政にしかできない項目もあります。

このページの上段に、ここに示す流れは標準的なものであり、地域と市町のやる気次第で短縮することも可能ですとあります。ほ場整備は長い年月がかかる事業であると漠然と思わずに、やる気次第で短縮できる防府の事例をつくってまいりましょう。

提案その2です。実は今回の質問をするに当たり、農水省のホームページを見ていたところ、分からないことはお気軽にお問合せくださいと電話番号が書いてありましたので、電話をしてみました。地域計画の実現に向けてブラッシュアップをどうすればいいのか。地域の状況をお伝えしたところ、本年2月に地域計画の重点地区を募集していると教えていただきました。集落営農法人の設立が高まった地域、集約化を検討する地域が抱える悩みに寄り添い、少しでも早く実現するようにモデル的に取り組む地域を募集しているとのことでした。市町村のマンパワーが足りないなら、人材も派遣するなど様々なメニューがあることも教えていただきました。

そこで提案ですが、農水省のモデル事業に倣い、市もモデル地区を決めて、まず準備ができているところから始めてはいかがでしょうか。先に手を挙げた地区の中には、合意形成や具体的な青写真の描き方に苦慮されている地区もあり、どうやって合意形成を図ればいいのか、逆に教えてほしいという声も実際に伺いました。そうであるなら、まず走れる地区を先行させて成功の型をつくり、それをほかの地区に横展開したほうが、結果的に全ての地区のスピードが速くなるのではないのでしょうか。前例があれば、それに倣えば年数は短くなるはずです。モデル地区の動きは、ほかの地区にとっての道しるべとなり、防府市

全体の地域計画のブラッシュアップとなり、本市全体の農業政策の実行力を引き上げ、ひいては山口県の農業を牽引する大きな一步になるのではと確信しています。

そういった意味では、植松地区のこれまでの取組は、まさに地域計画のブラッシュアップのモデルとして位置づけるにふさわしい動きだと感じております。

提案その3です。地域計画の実現に向けては、国も令和7年度補正、令和8年度当初と、地域計画実現総合対策などの強力な予算を重点配分しています。これまでるの申し上げましたが、農地の集約化とその農地を担う者がどんな仕組みで農業を行うか。その両方を同時進行で進めて初めて地域計画は実現へと向かうのです。ですが、担当課はそれぞれ違います。

そこで、農林水産振興課と農林漁港整備課の両課による市が司令塔となり、山口農林水産事務所や農地中間管理機構（農地バンク）と連携したプロジェクトチームを設置して、モデル地区を事業化へ引っ張っていくべきと考えます。

全国の先進自治体では、農政の枠を越えて、庁内に横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、全庁体制で地域の熱意に伴走している事例は幾つもあります。どうか行政と地域が二人三脚で次のステップに進んでいってほしいと思います。

農業素人の私が申し上げるのは大変失礼だと承知の上で、でも、素人だから素朴に思うことがあります。行政には地元の皆様と同じ目線で、文字どおり伴走してほしいのです。地域の方が立ち上がった。この本を見せられ、この紙を見せられ、95%の同意を取ってきてくださいと。確かに同意なくてはできない事業ですが、地元の同意が取れるのは、その地に根づいた信頼関係があるからこそ、その一番難しいところを、行政ができないところを自分の利益のためだけでなく、地域で頑張って取り組んでいます。この分野は、本市がこれまであまり取り組んでこなかったがゆえに、行政にもノウハウを持つ人材が不足しているのが実情ではないでしょうか。だからこそ、紙やマニュアルを渡して、地元調整から頑張るのではなく、地元の協議会に足を運び、地域の人々と一緒に悩み、一緒に考えてほしいのです。ほ場整備は県事業で、市執行部としても分からないことが多い事業なのかもしれません。だとしたら、これは逆に大きなチャンスでもあります。

県内を見ても、過去にはほ場整備を終えた地域が、今になって困っているというお話を伺うことがあります。先日、山口市小鯖を通りかかった際、農作業をされている男性に声をかけました。昔きれいに整備はしたけど、高齢化で田んぼを耕す人がいなくなって本当に困っちゃうという切実な声を直接お聞きしました。つまり、ただ土地を整備するだけの昔のやり方では、今の時代は行き詰まってしまいます。高齢化が進む今だからこそ、法人化や外部企業の参入といった、人イコール担い手を確保し、収益の上がる魅力的な仕事とし

て農業を確立していかなければなりません。防府の農政はスタートが遅れていたかもしれませんが、しかし、それは、人、物、土地が三位一体となった、これからの時代に通用する新しい農業を防府が今から新しく構築できるという最大のチャンスを意味していると思います。今から新しいノウハウを一緒につくっていけばいいと思っています。であるならば、三位一体の取組をスピード重視で進める方法を地元の方と膝を突き合わせて一緒に考えましょう。もしかしたら5時15分は過ぎるときもあるかもしれませんが、市職員も私たち議員も防府のまちがよくなってほしいと思う同じ仲間です。市民の皆様と一つになれば、不可能を可能にすることができると確信しておりますので、一緒に取り組んでまいりましょう。

最後に、市長は所信表明演説でこどもたちに住み続けたい、戻ってきたいと思える防府市を残したいと言われました。そして、みんなが安心して暮らせる防災都市ほうふの構築にも力を注ぐとおっしゃいました。きれいには場整備された土地に美しく苗がそろい、秋には黄金色の稲穂が一面に広がる。そこで収穫されたお米やハウスで育てられたコマツナなど、豊かな農作物を給食としてこどもたちが笑顔で食べる。こうした目に見える地産地消の精神である心の循環こそが、こどもたちの郷土愛を育む生きた教材となり、地元を愛する心の形成につながっていきます。

さらに、こうした農地を守ることは、防災都市ほうふの構築にも直結します。水田が持つ優れた自然の保水力は、災害から市民の命と暮らしを守る確かな力となります。こどもたちの未来や地域の防災を支える側面もある持続可能な農業に向けて、この4年余りの間、努力を重ねてこられたのが植松の皆さんです。私は地元議員としてその頑張りを近くで拝見してまいりました。皆様の流した汗が必ず報われるよう切に願うものです。

防府の農業を次の世代へと確実につないでいくためにも、実効性のある支援と施策の推進を強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。市長、感想があればお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私は県の農林水産部にいて、このほ場整備についても、今回もその中で地元の負担がゼロになるというこの方式をしていますので、それで市内には場整備を希望されるところが非常に今多くなっています。その中で私は、土地利用型農業を構築したいと思っておりますので、先ほど答弁しましたけれども、市内各地に集落営農法人が設立され、そして連合体が市内各地にできることを願っております。

そうした中で、最終的には国の採択を受けなければどうしようもありませんので、それに向けての議員の御提案はその作戦の一つだと思いますけれども、それはどうしたほうが

いいかということで、ほかの地域もされてますので、植松がどうということは、市内各地でやっていらっしゃいますので、私としては本当、県の中で今かなり進んでおりますので、その中でも防府が多く県のほうから採択されるというか、前に進んでいくように、職員とともに進んでいきたいと思いますので、また地元の皆さんの協力もいただきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 15番、藤村議員。

○15番（藤村こずえ君） ありがとうございます。本当に市長が農政に明るい市長で本当によかったと思っています。防府が本当の意味で農業の知と技の拠点になり得るかどうか、防府市の農政をステップアップさせる大きな一步になる取組だと思っておりますし、この取組は将来の防府市の舞台を整える一つの事業だとも思っています。私も地元の思いに寄り添い、また行政とともに二人三脚で頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2項目めは、市制施行90周年の取組についてお伺いいたします。

90周年にちなみまして、少しだけ雑談をお許してください。市長も野球がお好きですし、私も大の野球ファンです。実は去年のセリーグ優勝は阪神タイガース、おとしは読売ジャイアンツでした。野球ファンの間では、球団創設90周年のチームが優勝したと話題になりました。その流れで今年は、次は90周年を迎える中日ドラゴンズが来るんじゃないかと、中日ファンの皆さんが大いに期待をしているそうです。

そこで、市長にお尋ねいたします。中日ドラゴンズの初代監督のお名前を御存じでしょうか。大丈夫です。御存じないですか。（「通告にありませんので」と呼ぶ者あり）すみません、失礼いたしました。実は、市長と同姓同名の池田豊監督です。昔、名古屋軍という球団だったそうですが、市長と同姓同名で親戚でもいらっしゃるのかなというふうに思いましたが。

さて、野球の世界では、90周年を迎えたチームが周年記念に花を添え、次の時代に向けて新たな一步を踏み出しています。防府市も同様に、この90周年を単なる記念の年ではなく、次の100年につながるスタートの年とすべきではないかと思い、この質問をさせていただきます。

1936年に誕生した我が防府市は、大きな節目となる市制施行90周年を迎えました。今年の市広報のかけはしの表紙には、毎号90のロゴマークが鮮やかにデザインされ、梅の花をモチーフにした愛嬌のあるそのマークを市内で目にする機会も増え、まち全体にお祝いの機運が広がっていることを実感しております。

春のイベントでは防府天満宮花回廊、防府市緑花祭、防府航空祭など、様々なイベント

が 90 周年特別バージョンで例年以上の盛り上がりを見せました。今月には、夏の風物詩である幸せますフェスタ防府おどりが開催されます。昨年から議員有志でお祭りに参加させていただいており、今年も事前に踊りの猛特訓をして、皆さんと一緒にお祭りを盛り上げたいと意気込んでおります。8 月 23 日には防府市制施行 90 周年記念式典が開催されますし、秋には裸坊祭、駅構内には特大ポスターがお目見えし、1 万人プロジェクトが盛り上がっており、私の所属する団体でも参加を検討中です。今後も市内各所で 90 周年を盛り上げる多彩なイベントがめじろ押しであり、一市民として非常にわくわくしています。

この 90 周年という絶好の機会は、本市の魅力を内外に発信するすばらしいチャンスです。私は昨年 12 月議会におきまして、防府ファンのさらなる拡大について質問をいたしました。その際私は、防府ファンとは、観光で訪れる方だけでなく、市民の皆様、市内で学ぶ学生の皆さん、仕事や転勤で防府で働く方、防府に関わる全ての方々であり、その原点は、今ここで暮らしている市民の皆様が防府を好きであることだと申し上げました。市長からも防府に住んでよかった、防府が一番だと思っていただけるまちづくりに取り組むとの力強い御答弁をいただいたところです。

今年は節目の年ではありますが、私はこの 90 周年を単なるお祝いの 1 年で終わらせてはならないと考えております。防府の魅力を市内外へ発信し、防府が好きな人を増やし、次の 100 周年に向けた確かな一歩を踏み出す年であってほしいと思っています。

そこで、市制施行 90 周年を契機とした様々な取組について、今後の展開をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 藤村議員の市制施行 90 周年の取組についての御質問にお答えいたします。

1936 年 8 月 25 日、防府市が誕生しました。以来、先達の情熱とたゆまぬ努力により、防府市は着実に歩みを進めてまいりました。今年は市制施行 90 周年です。

来たる 8 月 23 日、三友サルビアホールにおいて、防府市制施行 90 周年記念式典を挙行いたします。会場を満席にし、また、全ての公民館で生中継し、市民を挙げて盛大に祝います。式典の後には、防府の未来を担うこどもたちが主役のこども文化祭を開催します。姉妹都市の安芸高田市、春川市のこどもたちにも一緒になって盛り上げていただきます。8 月 23 日は 90 周年を祝い、100 周年に向けて歩み出す歴史に残る 1 日にしたいと思います。

今、防府市は 90 周年で盛り上がっています。防府天満宮の花回廊は、90 周年の特別

バージョンでした。今月18日には、シドニーオリンピック金メダリスト高橋尚子さんの講演会です。10月には読売日本交響楽団の特別公演が開催されます。師走の防府読売マラソンは、新たなコースでさらに盛り上がります。また、市民を挙げて90周年のまちの元気を発信します。2,000人の防府おどり笑顔満開通りを埋め尽くします。そして、あなたで1万人、裸坊が天神様に集結します。歴史のまち防府に300万人を超える観光客が訪れます。市民は総参加、全国から多くの方が訪れ、90周年の今、防府には人を引きつける大きな力が生まれています。この力と勢いを100周年へとつなげるため、防府市を愛し、防府を応援してくださる方々の力を結集する、仮称となりますが、ほうふファン倶楽部を創設したいと考えております。防府が好きな方、防府を応援したい方、誰でも参加できる制度にしたいと考えています。防府ファンの皆様には、一体感と誇りを持っていただける会員のあかしを贈呈したいと考えております。この会員のあかしを胸に、防府の多彩な魅力を楽しんでいただくとだけでなく、全国各地で防府を応援していただきたいと思います。防府のこどもたちや市民の方が、甲子園や吹奏楽など全国の舞台に挑むとき、また、各地の物産展などで防府の魅力をPRするときには、現地で応援していただきたいと考えています。そのためにも、防府に何度も来なくなる、防府を応援したくなる、防府をみんなに勧めたくなる、心躍る情報をお届けしたいと考えております。

多くの方に参加していただけるよう、100周年の防府へと続くよう、防府観光コンベンション協会や防府商工会議所、防府市スポーツ協会、防府市文化協会など関係団体や市民の皆様と一緒に、来年4月の発足を目指し、具体的な制度設計を進めてまいります。

現在、国において、ふるさと住民登録制度の整備が進められています。この制度との連携も視野に入れ、準備を進めてまいります。防府ファンの輪が全国に広がり、いつの日か全国各地で防府を愛する皆様が集い、このまちの未来を語り合えるような場が生まれることを夢見ております。その夢の実現に向け、防府を愛し応援してくださる皆様とともに、100周年その先の未来に向け力強く歩み出してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 15番、藤村議員。

○15番（藤村こずえ君） ありがとうございます。大変夢のある力強い御答弁、ありがとうございます。

ふるさと住民登録制度、これは昨年、閣議決定をされたときから、私も大変注目しておりましたので、どんな制度になるのかなということで、今モデル事業とかも始まっておりますが、そのほうふファン倶楽部との連携、非常に期待しておりますので楽しみにしてお

ります。

全国で防府ファンが増えることで、市民の皆様は、逆に自分たちのまちのよさを再認識し、また郷土愛が深まっていくのではないかなというふうに思っています。10年なんてあっという間ですので、すぐ100周年が来るんじゃないかなというふうに思いますので、その先もいいまちだと誇れる防府市のために、私も共に頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、15番、藤村議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、7月15日の午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、午後3時30分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後3時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年7月6日

防府市議会議長 安 村 政 治

防府市議会議員 重 田 直 輝

防府市議会議員 藤 本 真 未